

第1報告・提案

高齢者・障害者（難病等含む）・こども・子育て世帯

= 孤立援助から地域社会支援へエネルギー

○報告・提案者 小林 幸治（市民がつくる政策調査会）

高齢者・障害者(難病等含む)・こども・子育て世帯 ＝孤立援助から地域社会支援へ

- 公共サービス = 狭義な公共から広義な公共へ
- 働き方 = 雇用・被雇用から協同組織型への論点も含めて

市民がつくる政策調査会
小林幸治

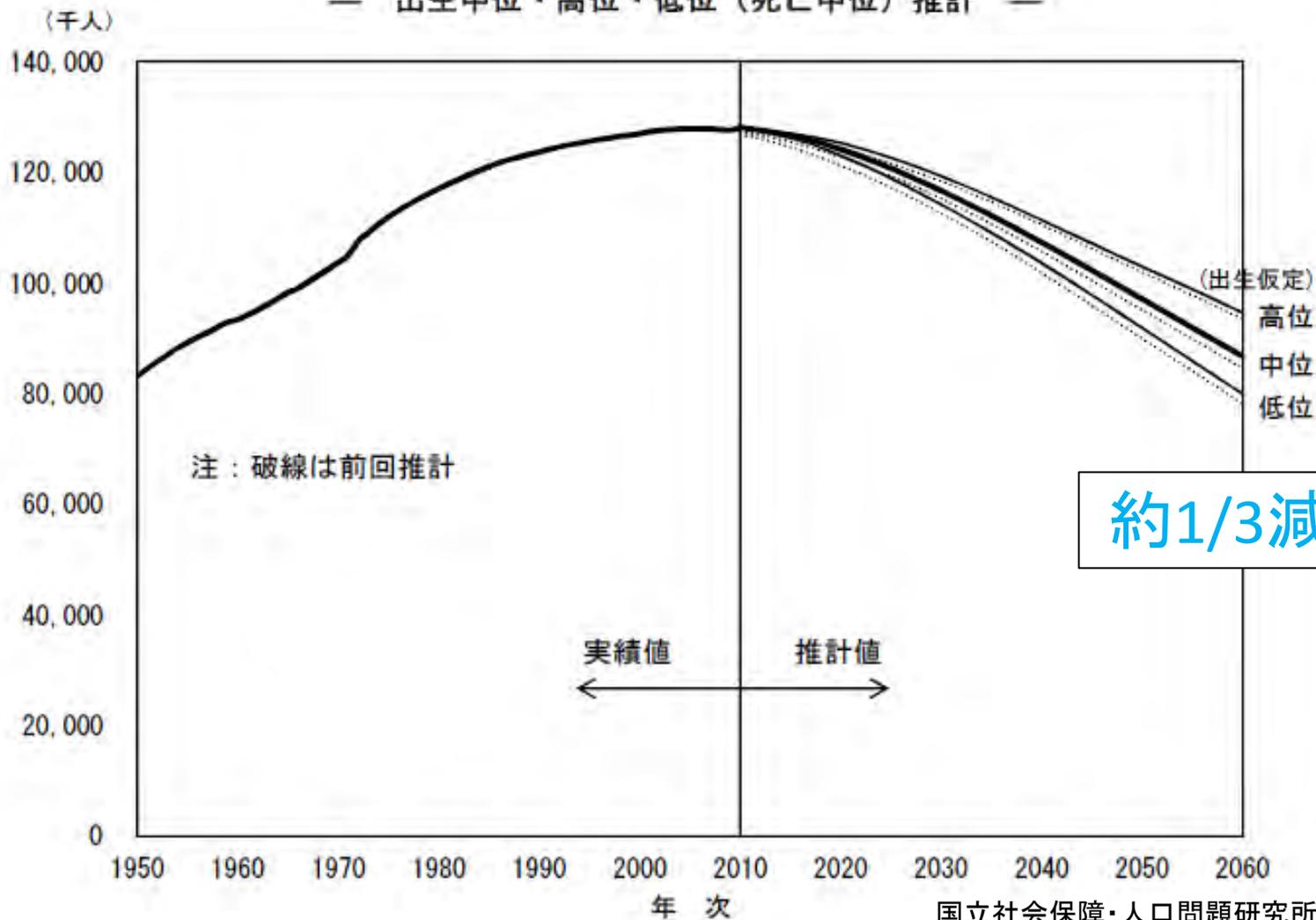
ポイント

- 現状の把握:人口、所得、就労、企業、年金、社会保障、生活保護、・・・
- 働き方:協同組合組織、重茂漁協の事例、能力開発、・・・
- 公共サービス:市民自治体の提案、・・・
- 地域支援:

現状の把握

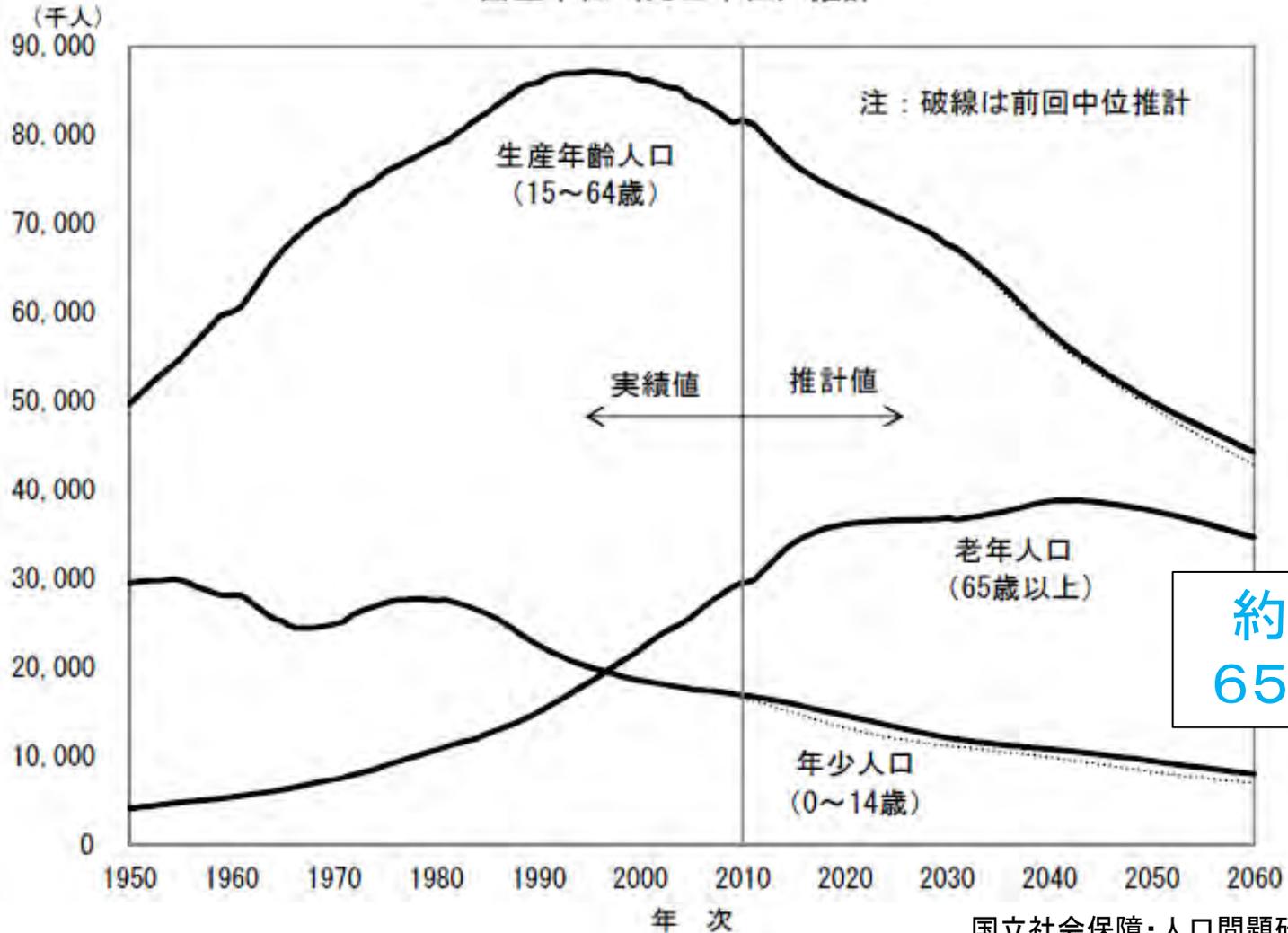
人口推計

図1-1 総人口の推移
— 出生中位・高位・低位（死亡中位）推計 —



人口推計

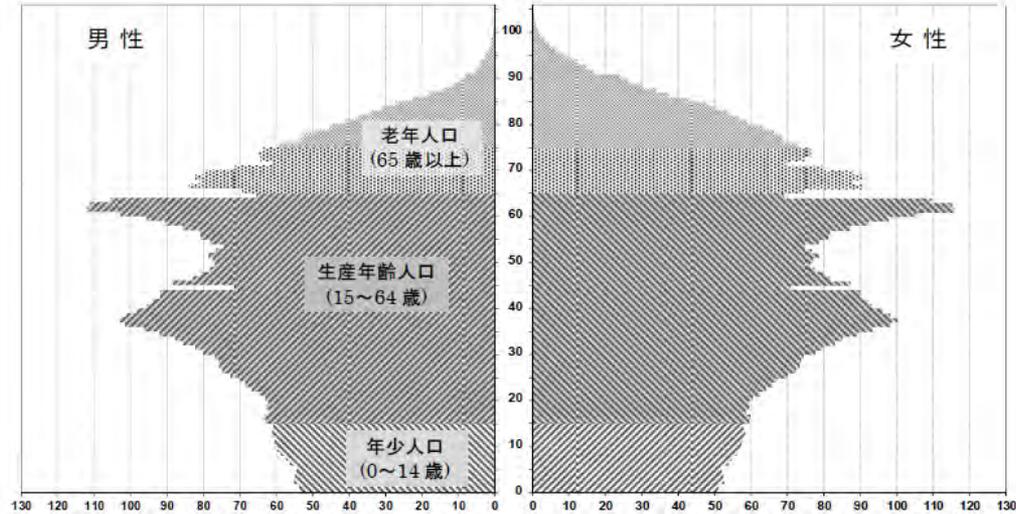
図1-3 年齢3区分別人口の推移
— 出生中位（死亡中位）推計 —



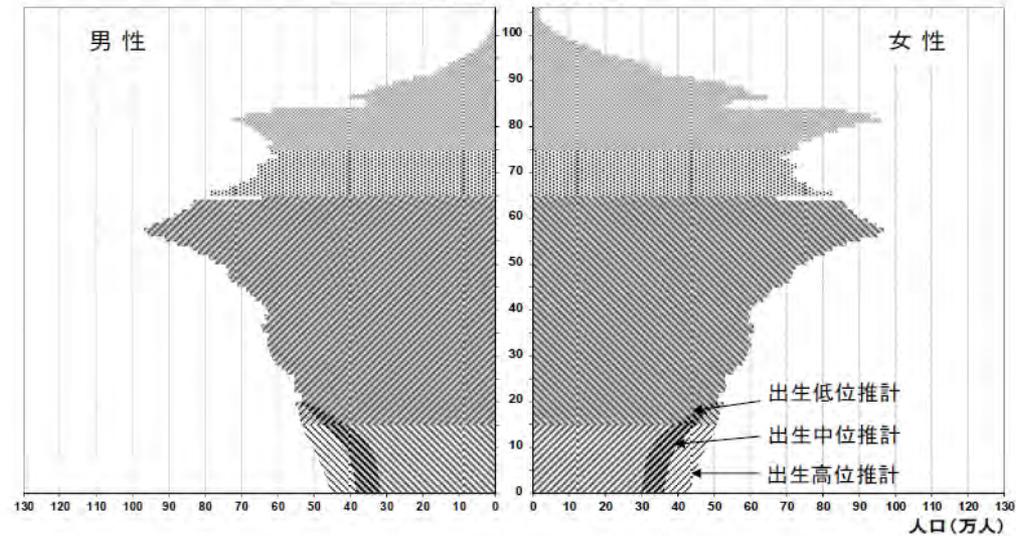
約4割が
65歳以上

人口ピラミッド

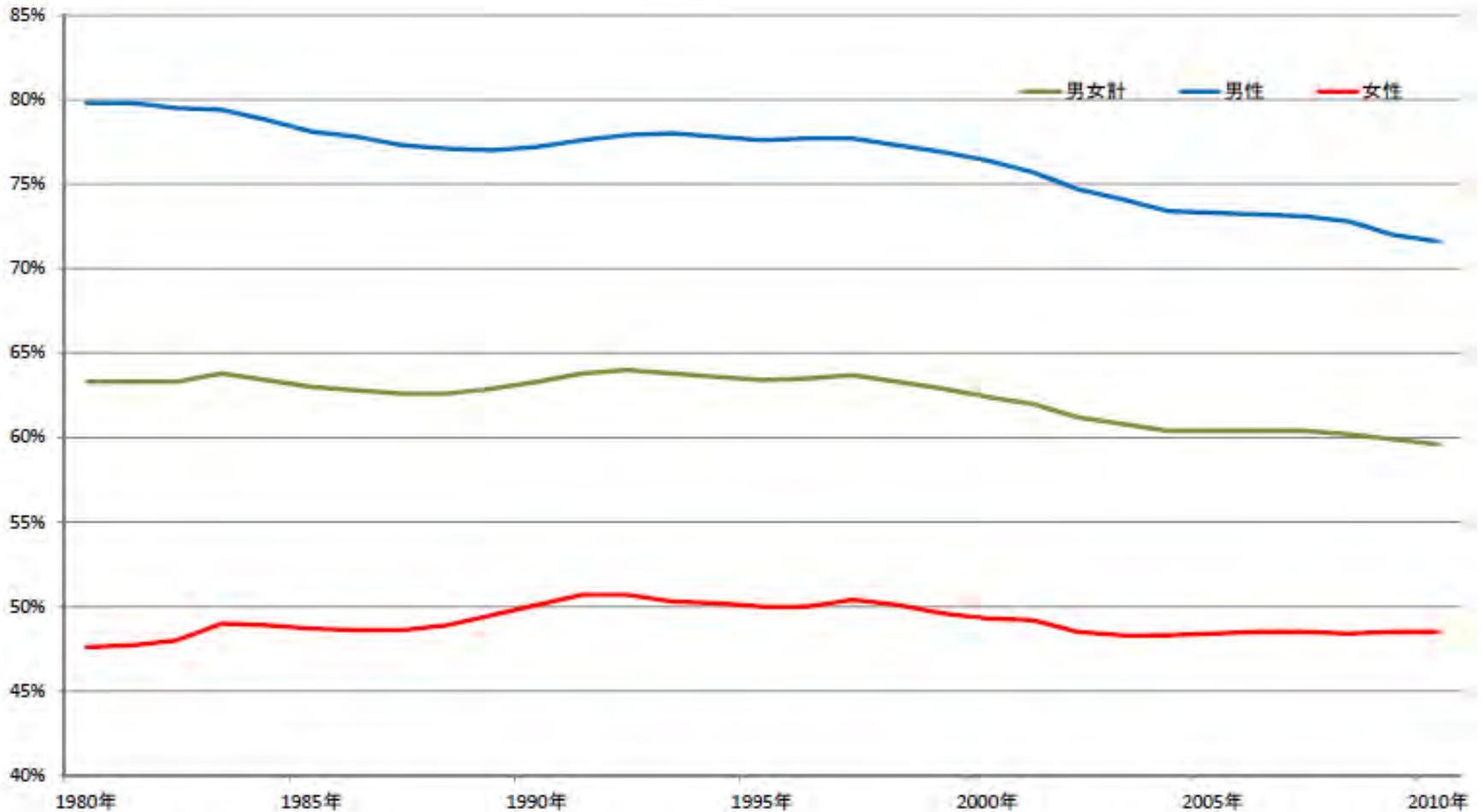
(1) 平成 22(2010)年



(2) 平成 42(2030)年

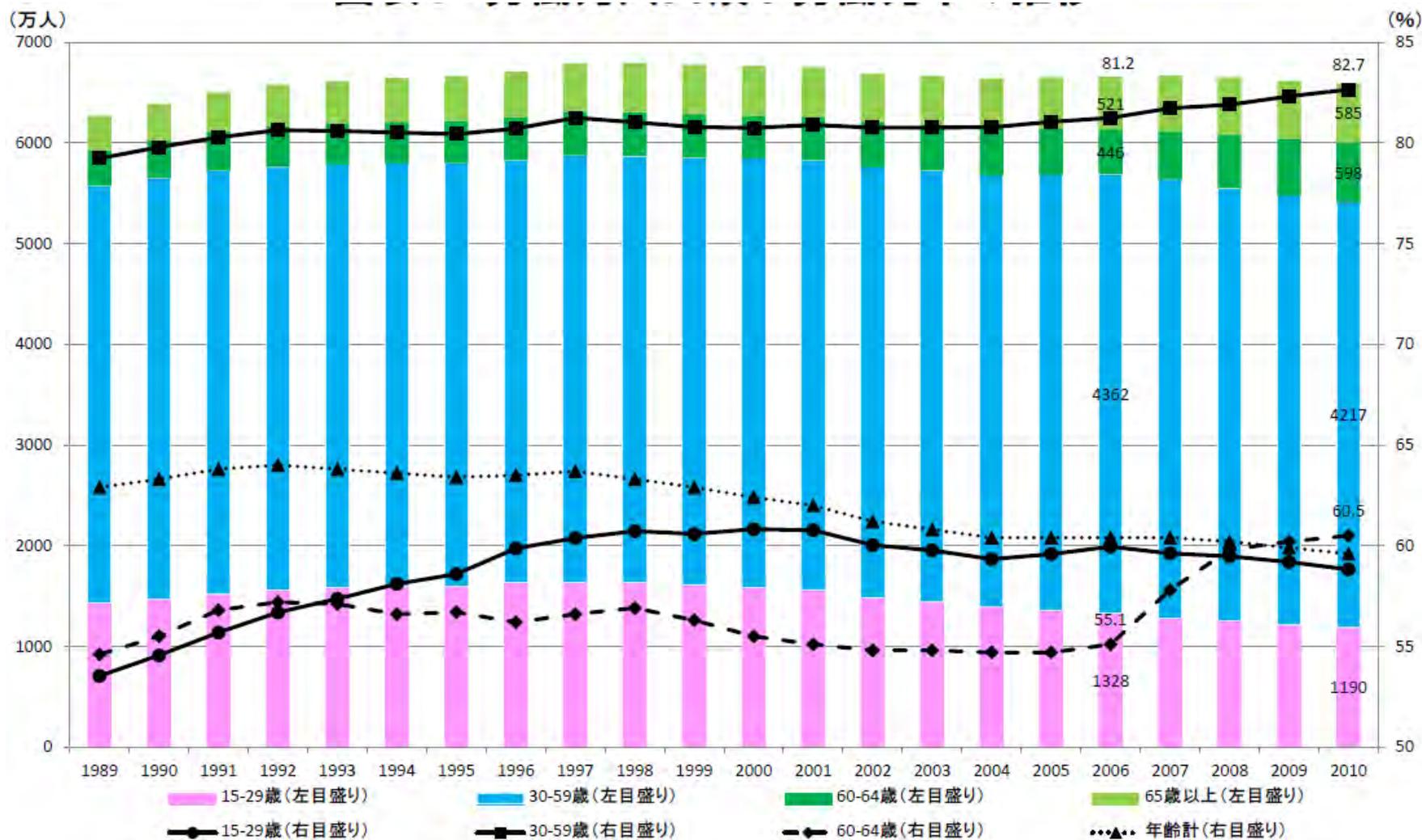


日本の労働力人口比率の推移



総務省「労働力調査」より

労働力人口及び労働力の推移



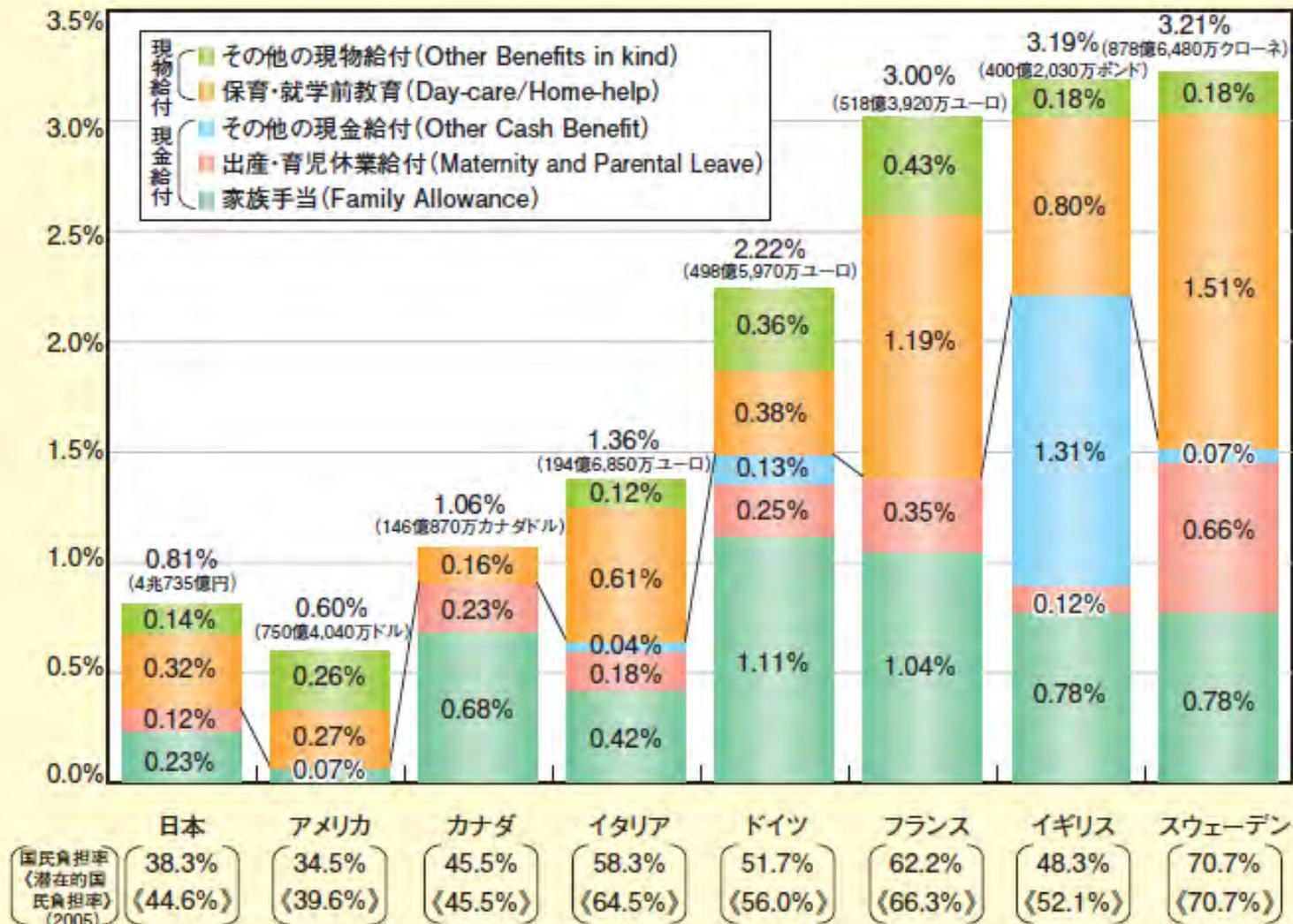
資料出所:総務省統計局「労働力調査」

就業率の国際比較

			(%)							
			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	スウェーデン	韓国
就業率 (2009)	男女計	55-59歳	74.1	68.3	70.6	70.2	58.4	50.7	80.3	65.6
		60-64歳	56.9	51.5	44.9	38.6	17.0	20.3	60.6	53.8
		65歳以上	19.5	16.1	7.6	4.0	1.4	3.1	12.5	29.7
	男	55-59歳	88.0	72.4	76.2	77.2	61.4	63.5	82.5	80.4
		60-64歳	71.4	56.6	56.2	46.9	19.0	29.2	64.8	67.0
		65歳以上	28.4	20.5	10.1	5.8	2.0	5.7	16.2	40.9
	女	55-59歳	60.6	64.4	65.1	63.2	55.7	38.5	78.1	51.0
		60-64歳	42.9	46.8	34.1	30.4	15.2	11.9	56.5	41.3
		65歳以上	12.9	12.8	5.5	2.7	0.9	1.2	8.9	22.1

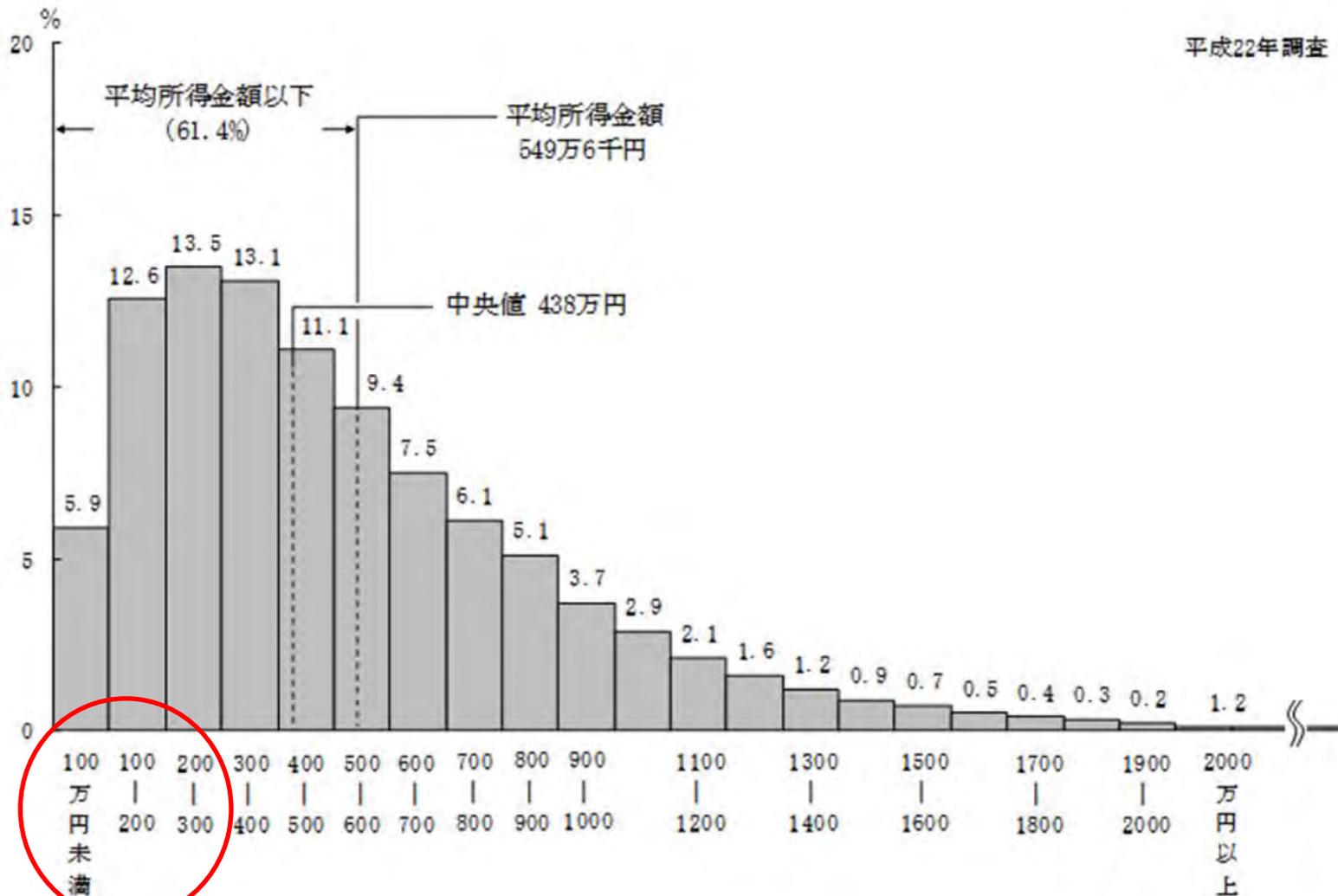
(資料出所): 就業率: 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較(2010)」

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2005年)

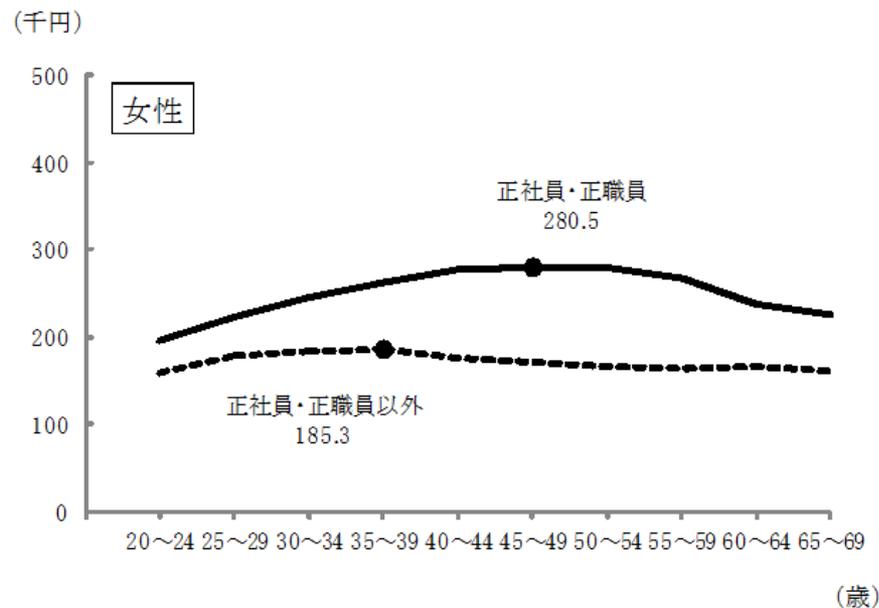
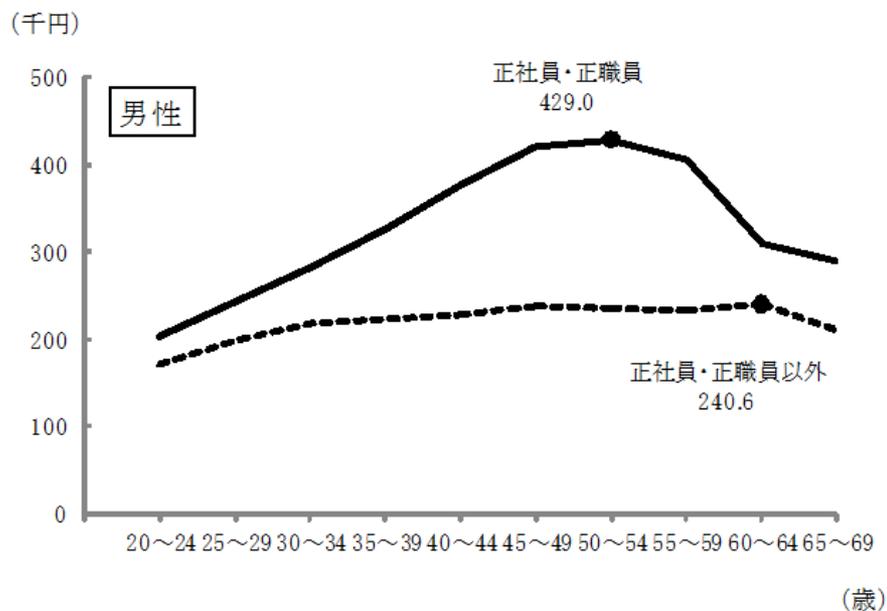


資料：OECD：Social Expenditure Database (Version: November 2008) 2010.2.8取得データ 等

世帯所得

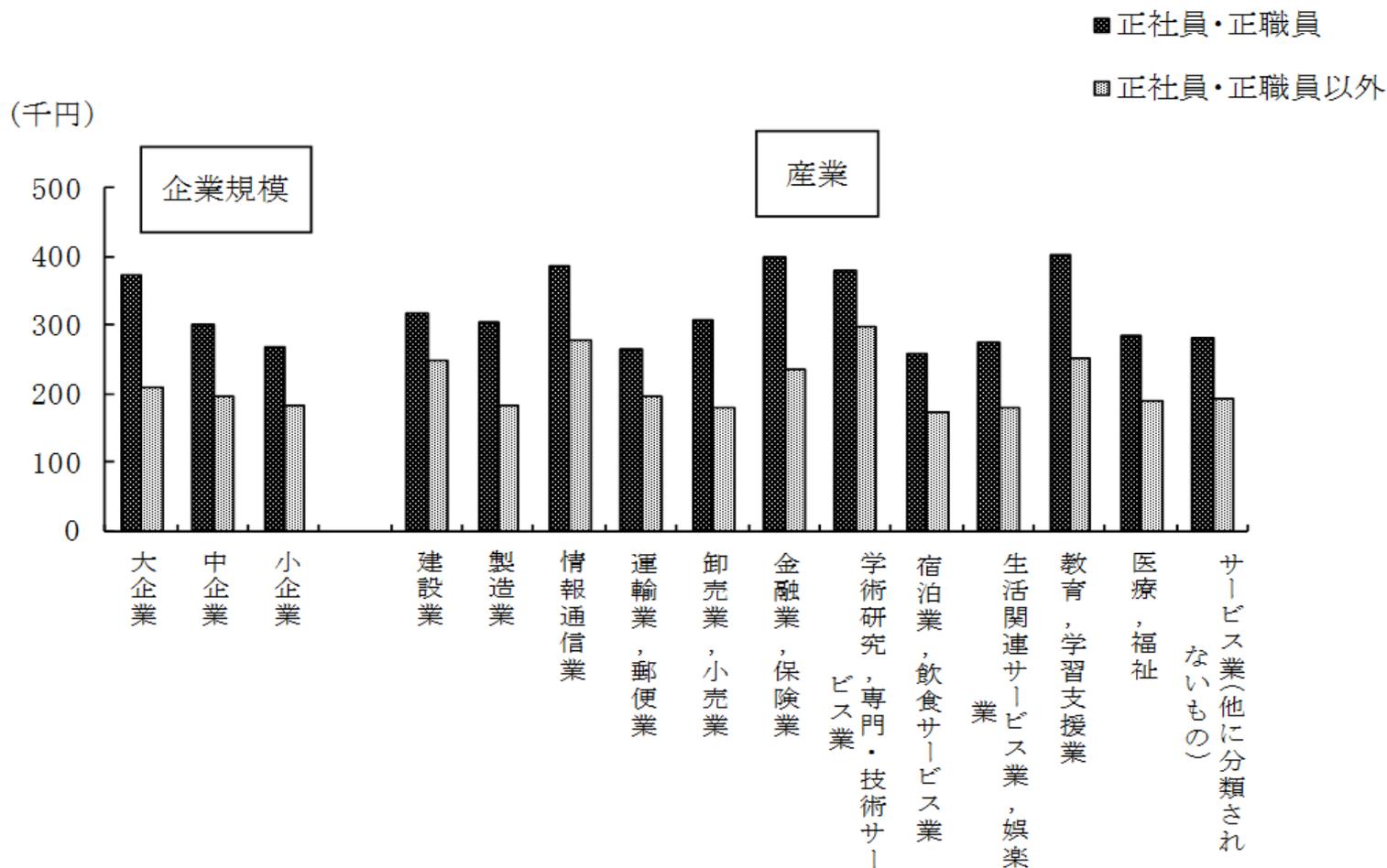


雇用形態、性、年齢階級別賃金

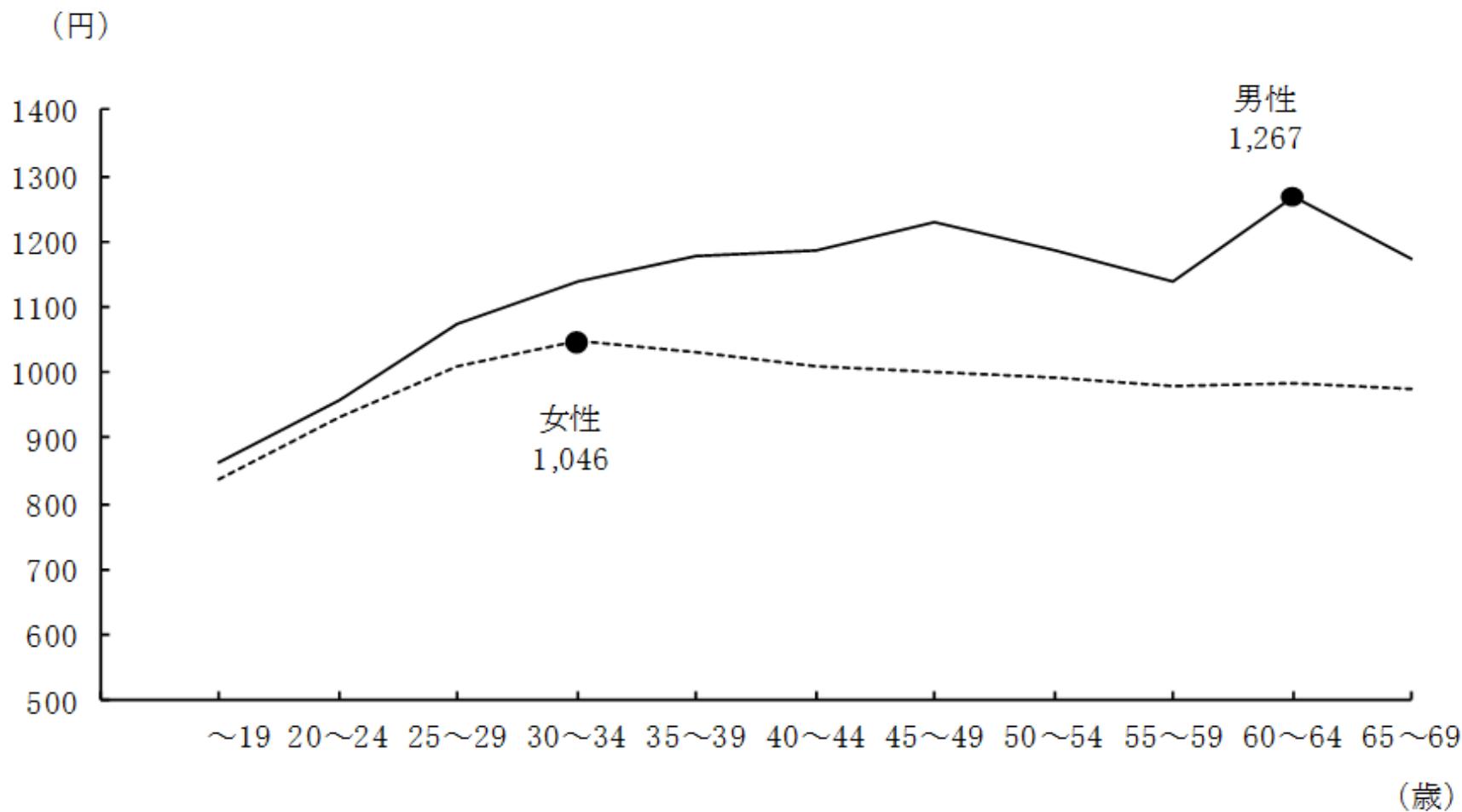


平成23年賃金構造基本統計調査(全国)結果

雇用形態、企業規模・産業別賃金

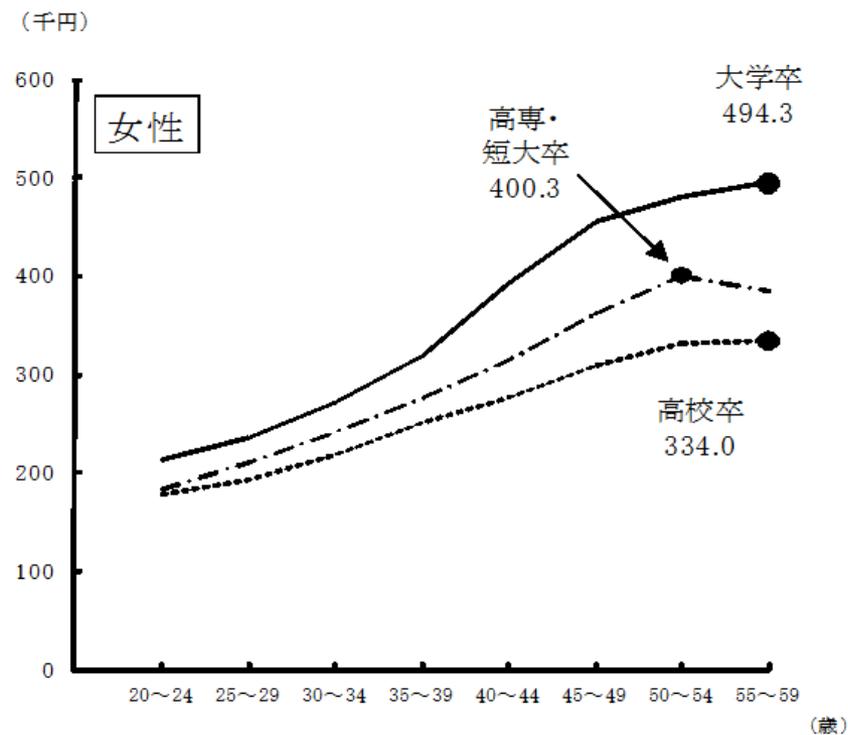
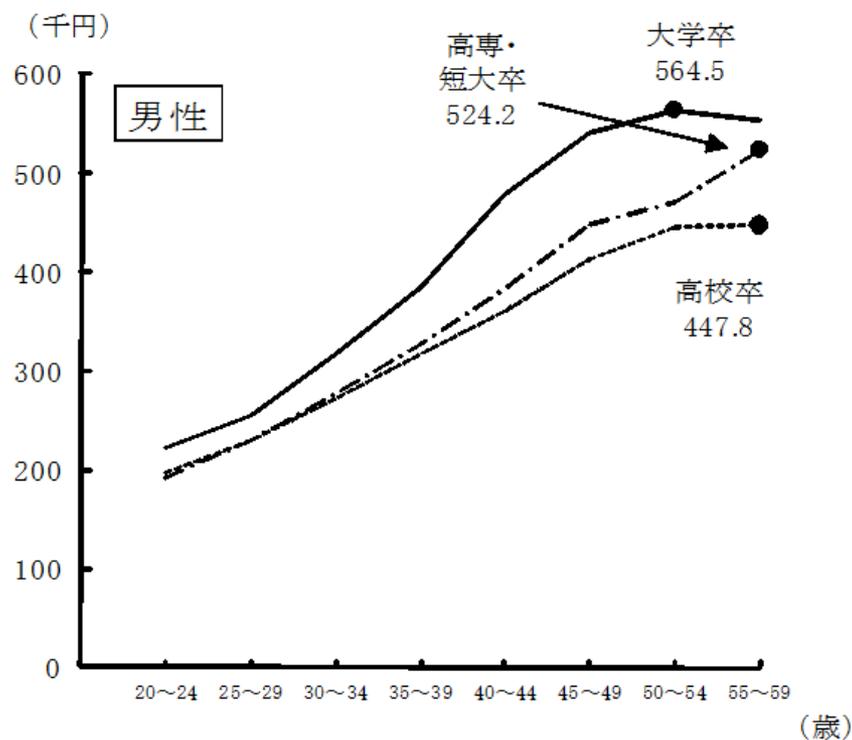


短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金



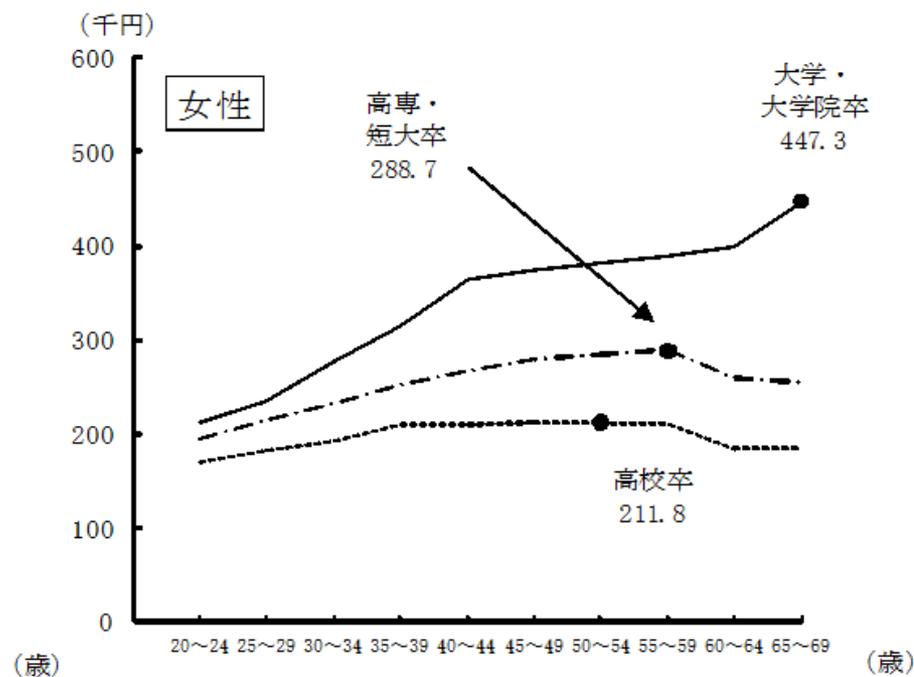
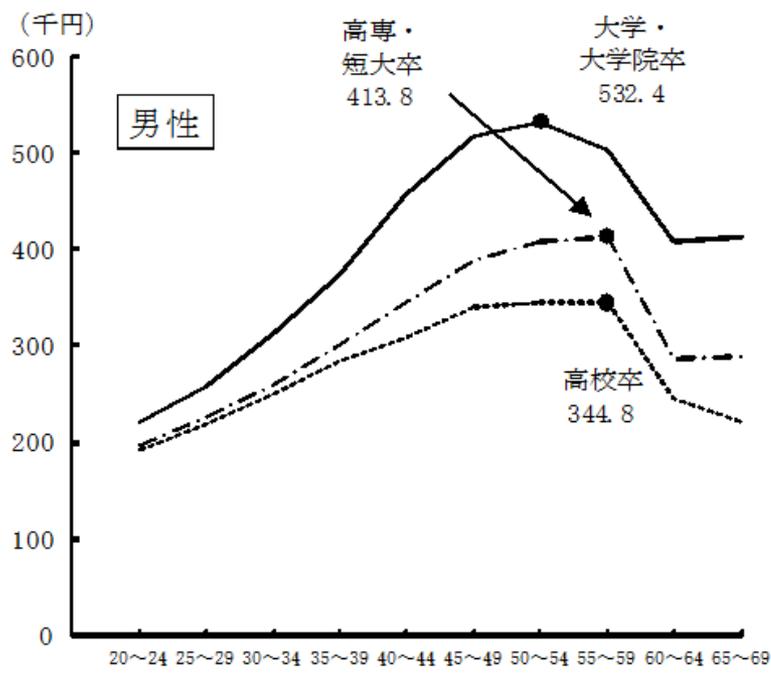
平成23年賃金構造基本統計調査(全国)結果

標準労働者の学歴、性、年齢階級別賃金



平成23年賃金構造基本統計調査(全国)結果

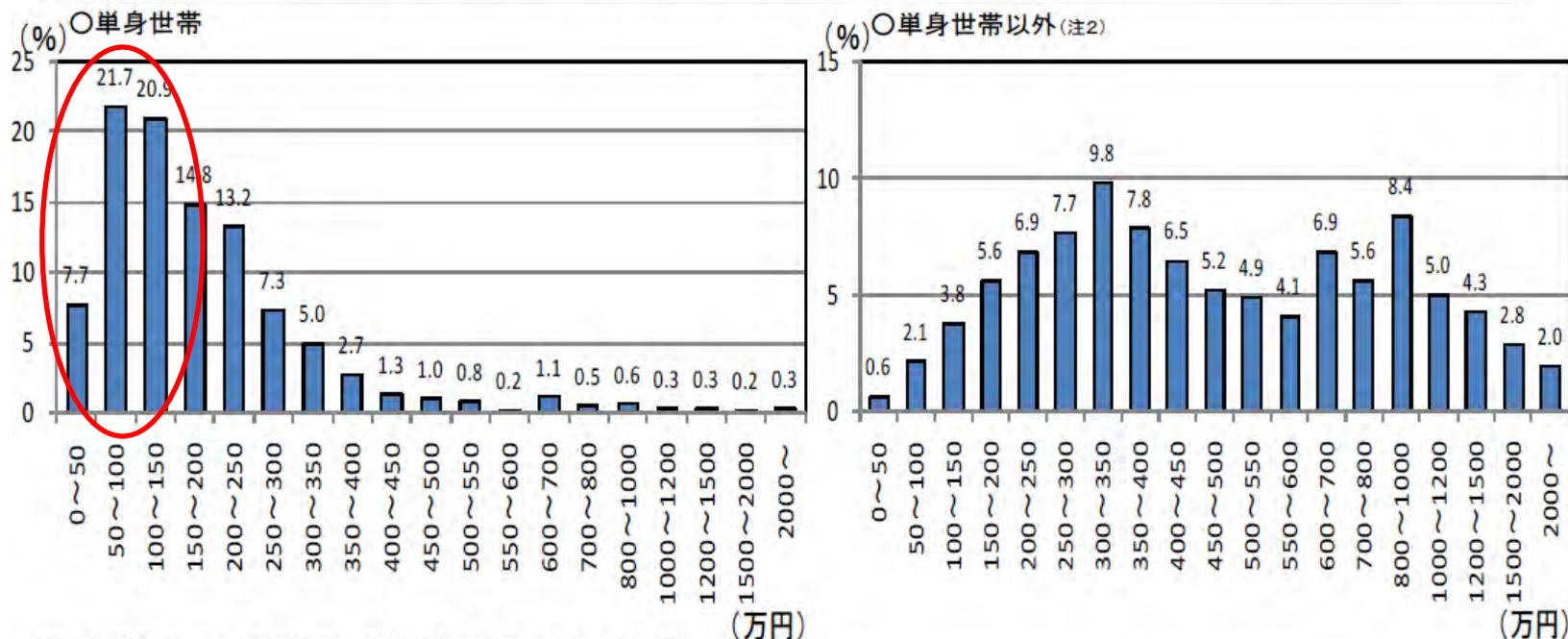
学歴、性、年齢階級別賃金



平成23年賃金構造基本統計調査(全国)結果

高齢者のいる世帯の所得

- 高齢者のいる世帯^(注1)の所得^(注2)については、単身世帯においては、年額50万円以上100万円未満である世帯が最も多く、年額150万円未満である世帯が半数以上を占めている。
- 単身世帯以外^(注3)においては、年額300万円以上350万円未満の世帯が最も多く、年額350万円未満である世帯が1/3以上を占めている。



(注1) 高齢者のいる世帯とは、65歳以上の者のいる世帯をいう。

(注2) 国民生活基礎調査の「所得」は、給与収入、年金収入、事業所得（売上げから必要経費を控除した額）等の合計を指す。

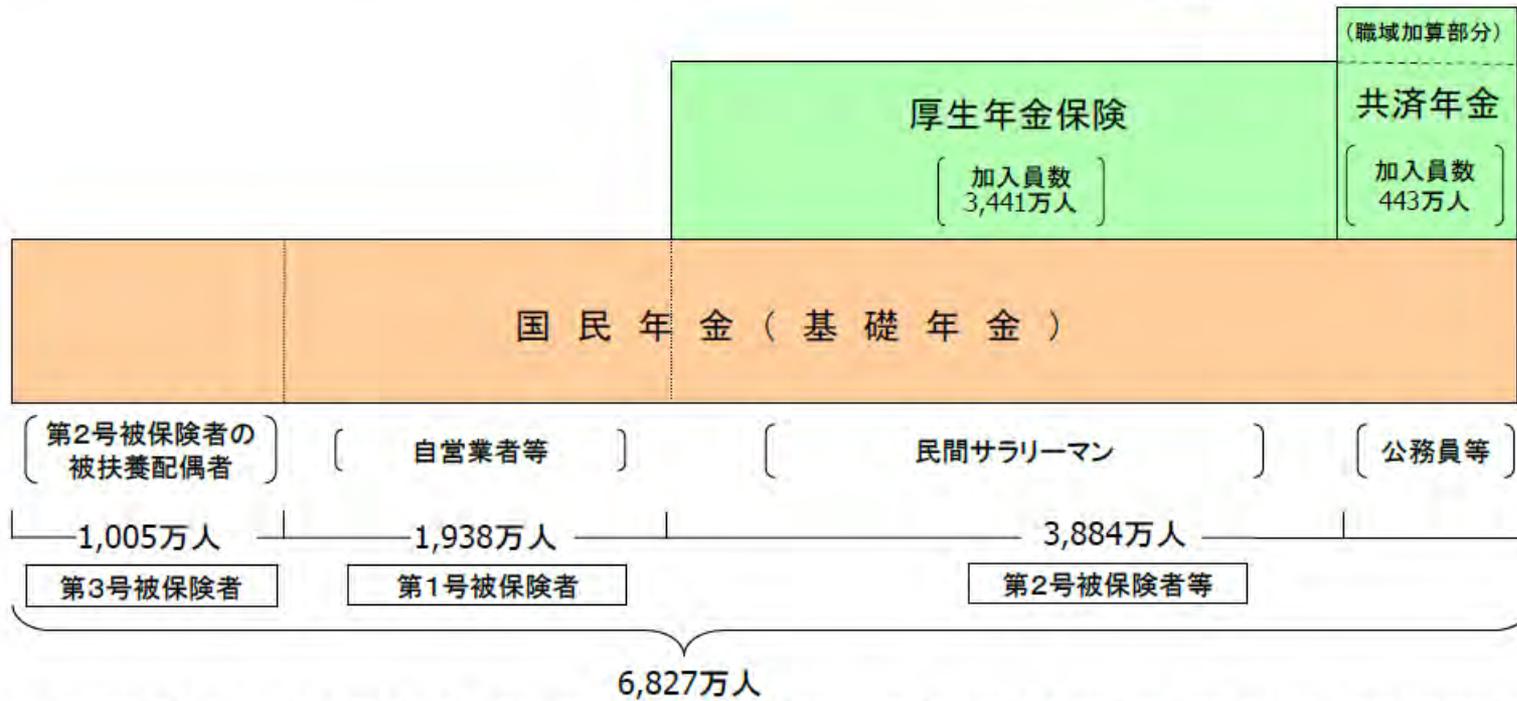
(注3) 単身世帯以外については、高齢者以外の世帯員の所得も含んでいるため、必ずしも高齢者の所得ではない。

出典：「国民生活基礎調査」（平成19年）

年金制度の仕組み

- 現役世代は**全て国民年金の被保険者**となり、高齢期となれば、**基礎年金**の給付を受ける。（1階部分）
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、**厚生年金や共済年金**に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）

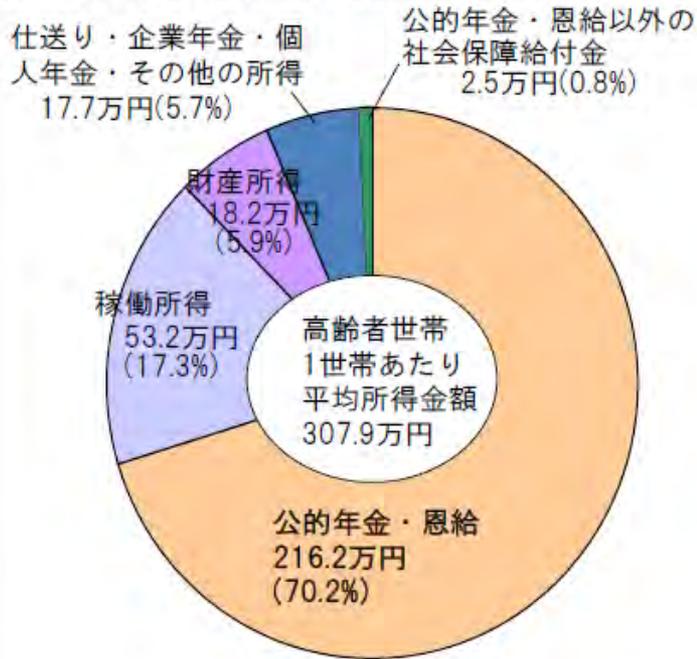
（数値は、平成22年3月末）



※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)。第2号被保険者等のうち、共済組合の組合員及び加入員については、平成21年度末現在の実績である。

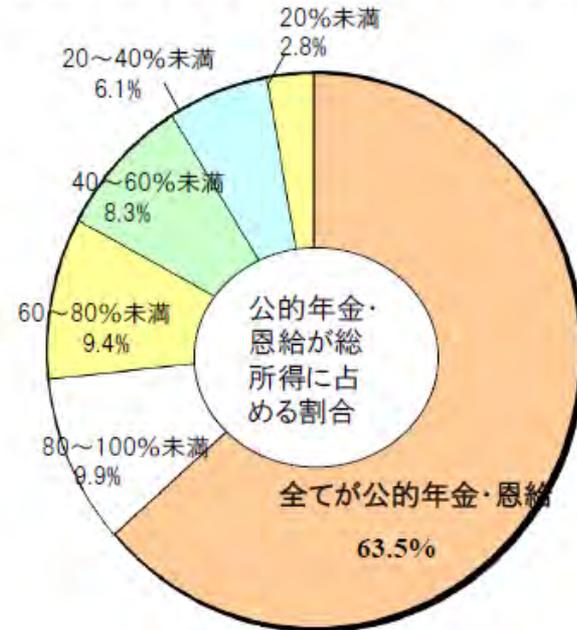
年金の役割

① 年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成22年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

② 6割の高齡者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成21年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

○「公的年金・恩給が総所得に占める割合」についての注意

平成21年度の状況を見る平成22年国民生活基礎調査については、定額給付金の支給による一時的な影響により、「全てが公的年金・恩給」の割合が極端に少なくなる例外的な結果となるため、資料として採用しなかった。

無年金者

～保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者について～

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

} 118万人

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

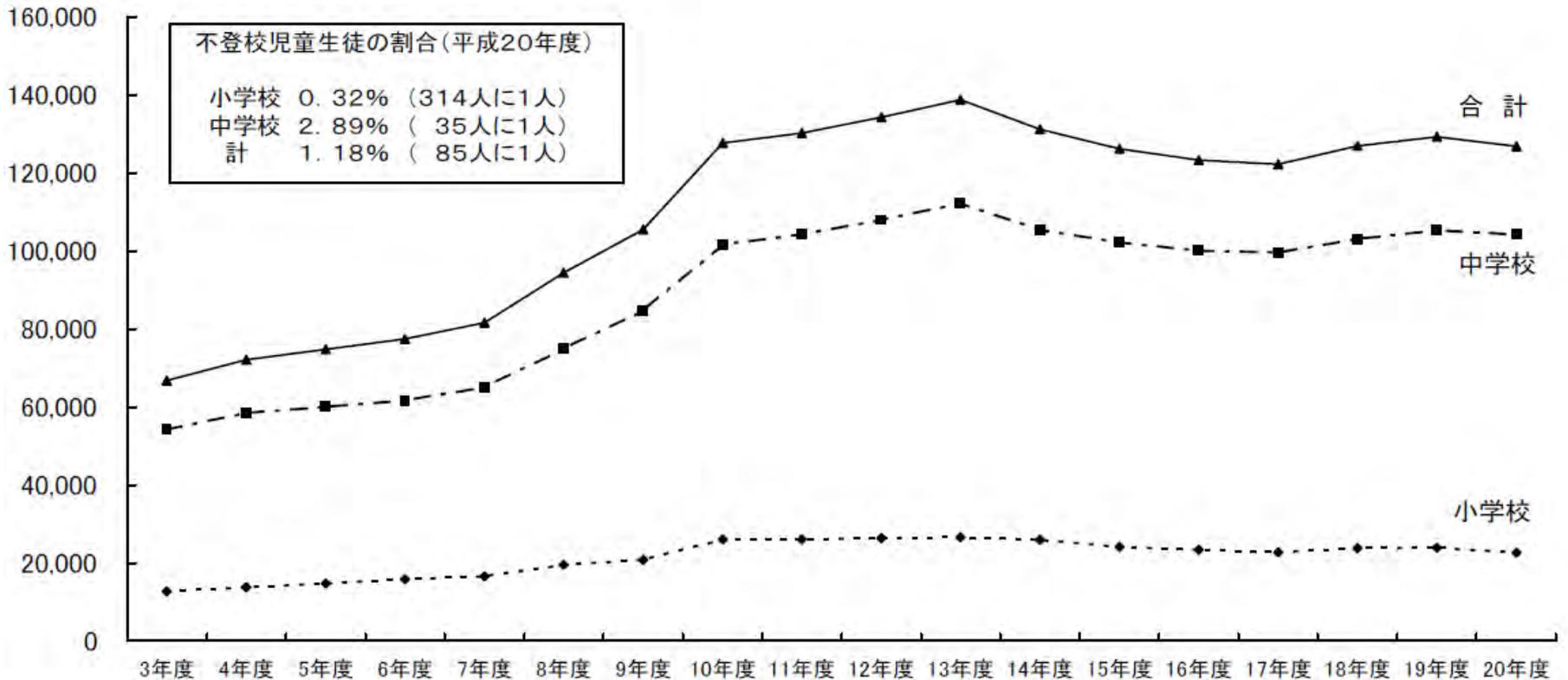
(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

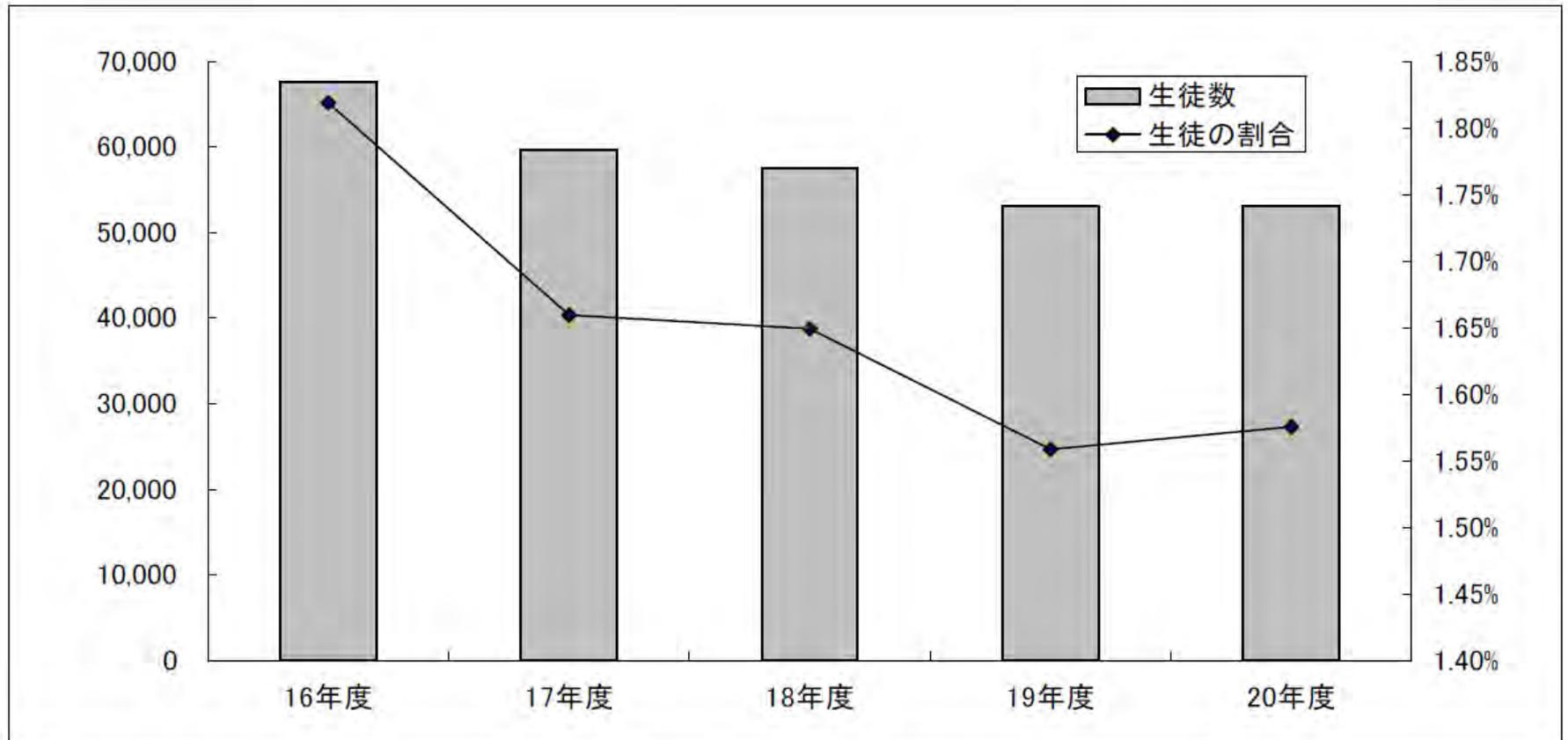
(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

不登校



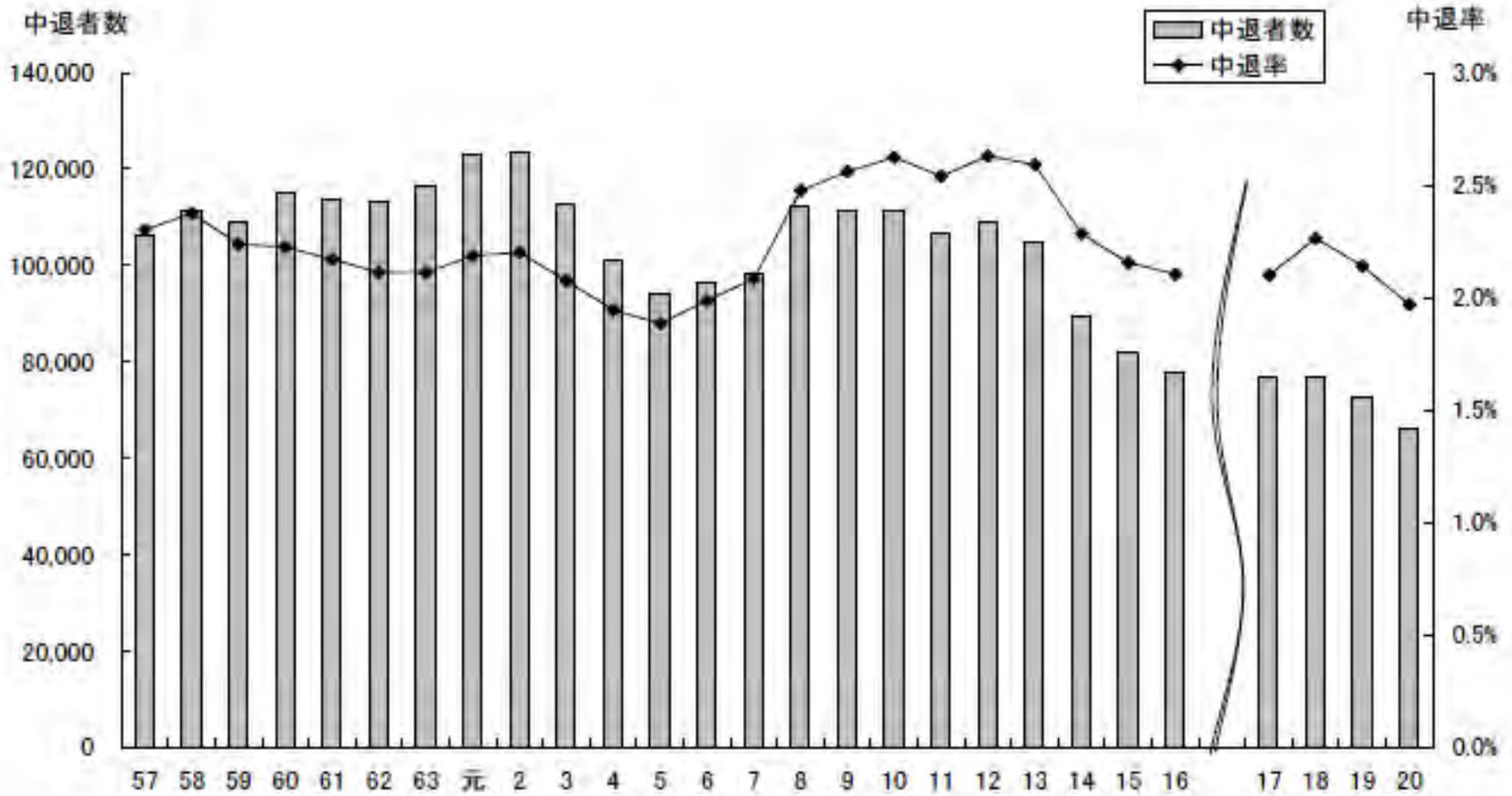
平成20年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

不登校(高校)



平成20年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

高校中退者



平成20年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

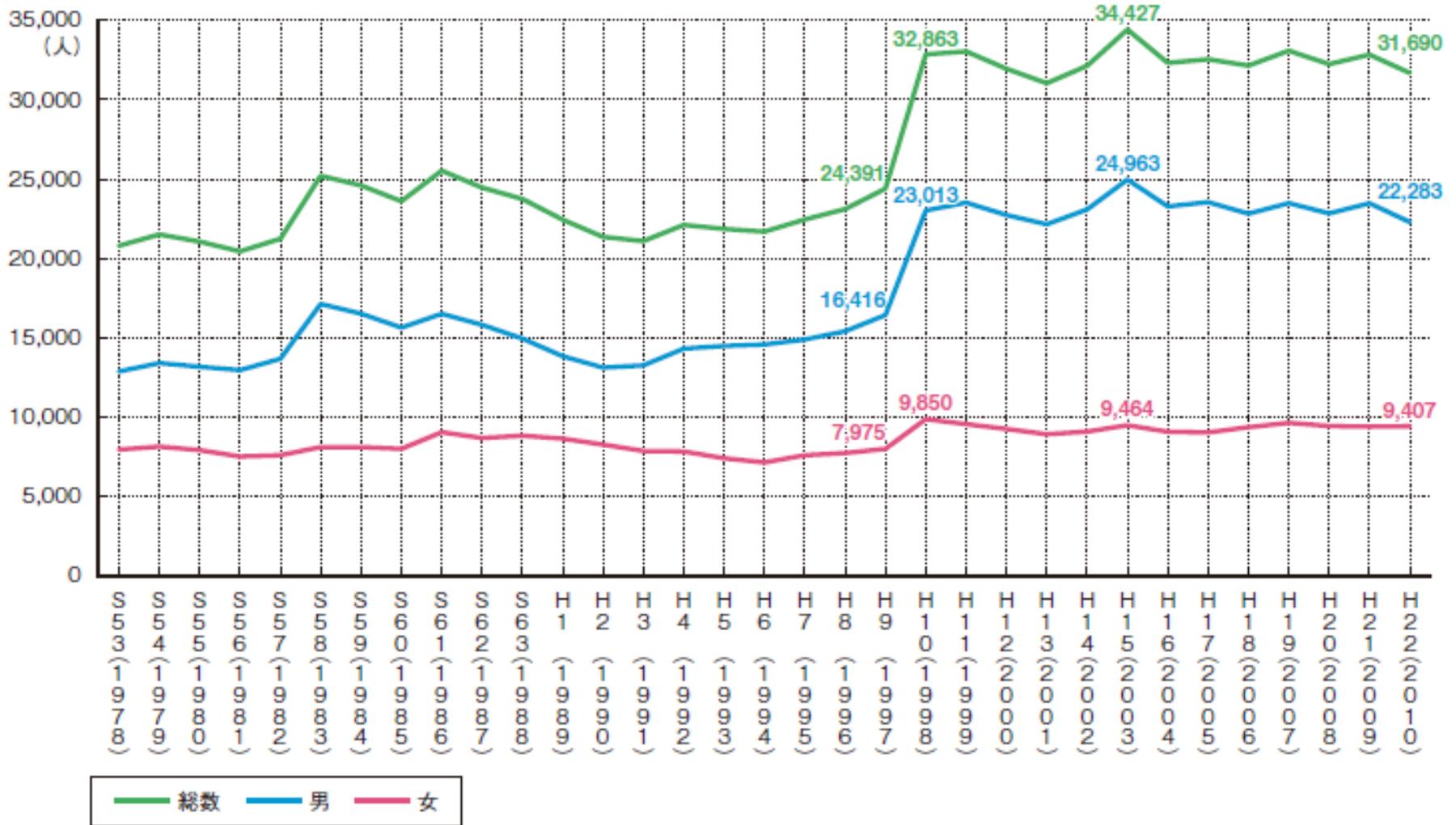
薬物事犯の態様別検挙状況(平成22年)

事犯別 種類別	覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯		あへん事犯	
	件数(件)	人員(人)	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	16,900	11,993	3,011	2,216	687	299	26	21
密輸入	132	158	24	25	31	31	1	1
密輸出	0	0	0	0	0	0	0	0
製造	1	1	-	-	1	1	-	-
所持	4,892	3,938	2,439	1,727	454	147	5	3
譲渡し	793	573	236	180	46	29	0	0
譲受け	309	287	101	109	18	17	2	0
施用	2	1	1	0	124	65	-	-
使用	10,633	6,915	-	-	-	-	-	-
吸食	-	-	-	-	-	-	2	0
栽培	-	-	172	143	0	0	16	17
その他	138	120	38	32	13	9	0	0

注1:取締りの対象とならないものについては「-」と記載した。

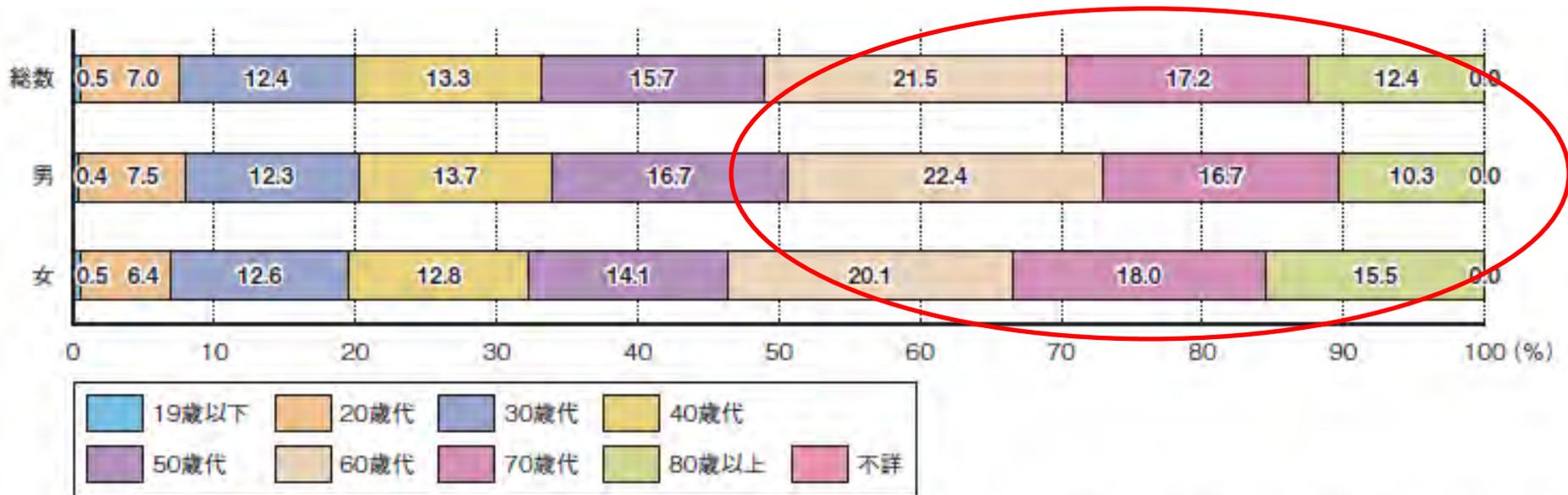
注2:本表の総数には、各薬物に係る国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止

自殺者



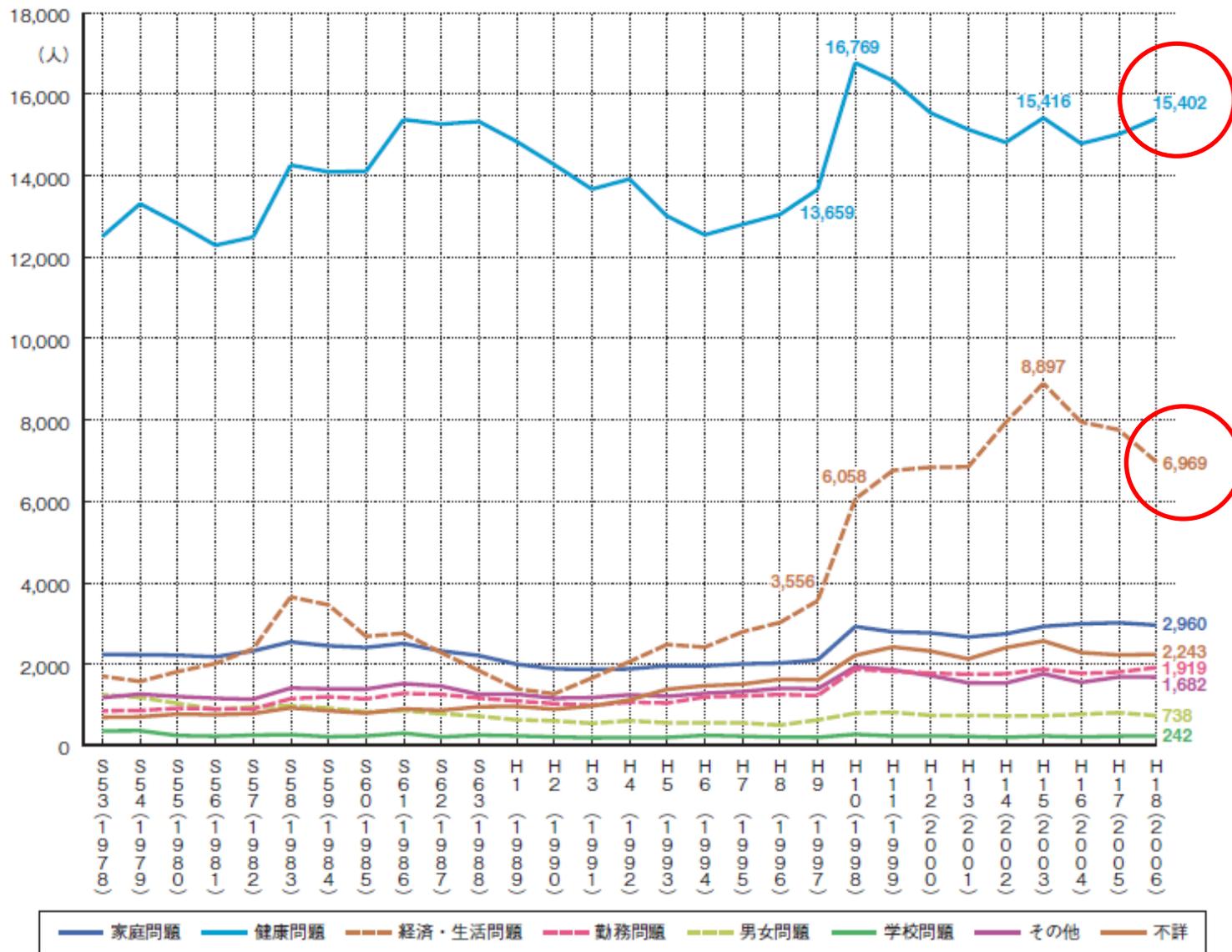
資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

自殺者



資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

自殺者

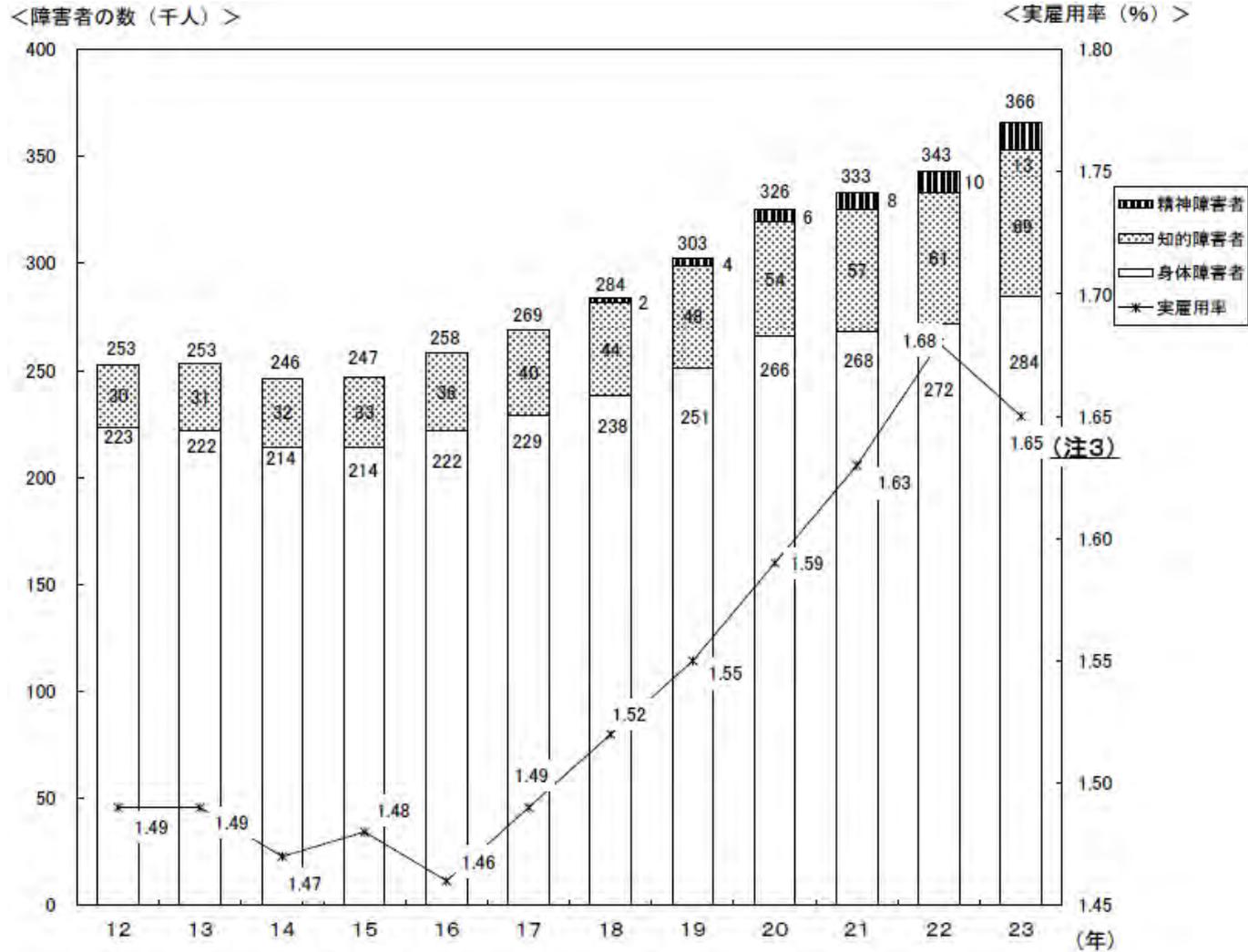


資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

職業別、原因・動機別

		自営業・家族従事者	被雇用者・勤め人	無職		不詳	合計
				学生・生徒等	無職者		
原因・動機別件数	1	経済・生活 1,650	健康 2,931	学校 337	健康 11,571	経済・生活 124	健康 15,802
	2	健康 963	勤務 2,078	健康 265	経済・生活 3,525	健康 72	経済・生活 7,438
	3	家庭 353	経済・生活 2,056	家庭 108	家庭 2,658	その他 32	家庭 4,497
	4	勤務 151	家庭 1,347	経済・生活 83	その他 975	家庭 31	勤務 2,590
	5	その他 100	男女 590	男女 78	男女 367	勤務 19	その他 1,533
	6	男女 50	その他 367	その他 59	勤務 338	男女 18	男女 1,103
	7		学校 5	勤務 4	学校 29		学校 371

障害者



平成23年度 障害者雇用の集計結果

障害者

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 75,313 (71,830)	人 22,260,915.5 (20,356,456.0)	人 92,325 (88,411)	人 8,656 (6,936)	人 164,200 (157,816)	人 17,386 (2,799)	人 366,199.0 (342,973.5)	人 31,644.5 (29,597.0)	% 1.65 (1.68)	企業 34,102 (33,742)	% 45.3 (47.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 366,199.0 (342,973.5)	人 79,374 (76,575)	人 6,406 (5,007)	人 115,318 (113,638)	人 7,912 (—)	人 284,428.0 (271,795.0)	人 20,333 (20,230)	人 12,951 (11,836)	人 2,250 (1,929)	人 37,844 (35,636)	人 5,502 (—)	人 68,747.0 (61,237.0)	人 8,099 (7,060)	人 11,038 (8,542)	人 3,972 (2,799)	人 13,024.0 (9,941.5)	人 3,190.5 (2,307.0)

平成23年度 障害者雇用の集計結果

障害者

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5
特例子会社	社 319 (283)	人 15,871.0 (13,684.0)	人 5,606 (5,072)	人 74 (62)	人 5,084 (4,331)	人 119 (51)	人 16,429.5 (14,562.5)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

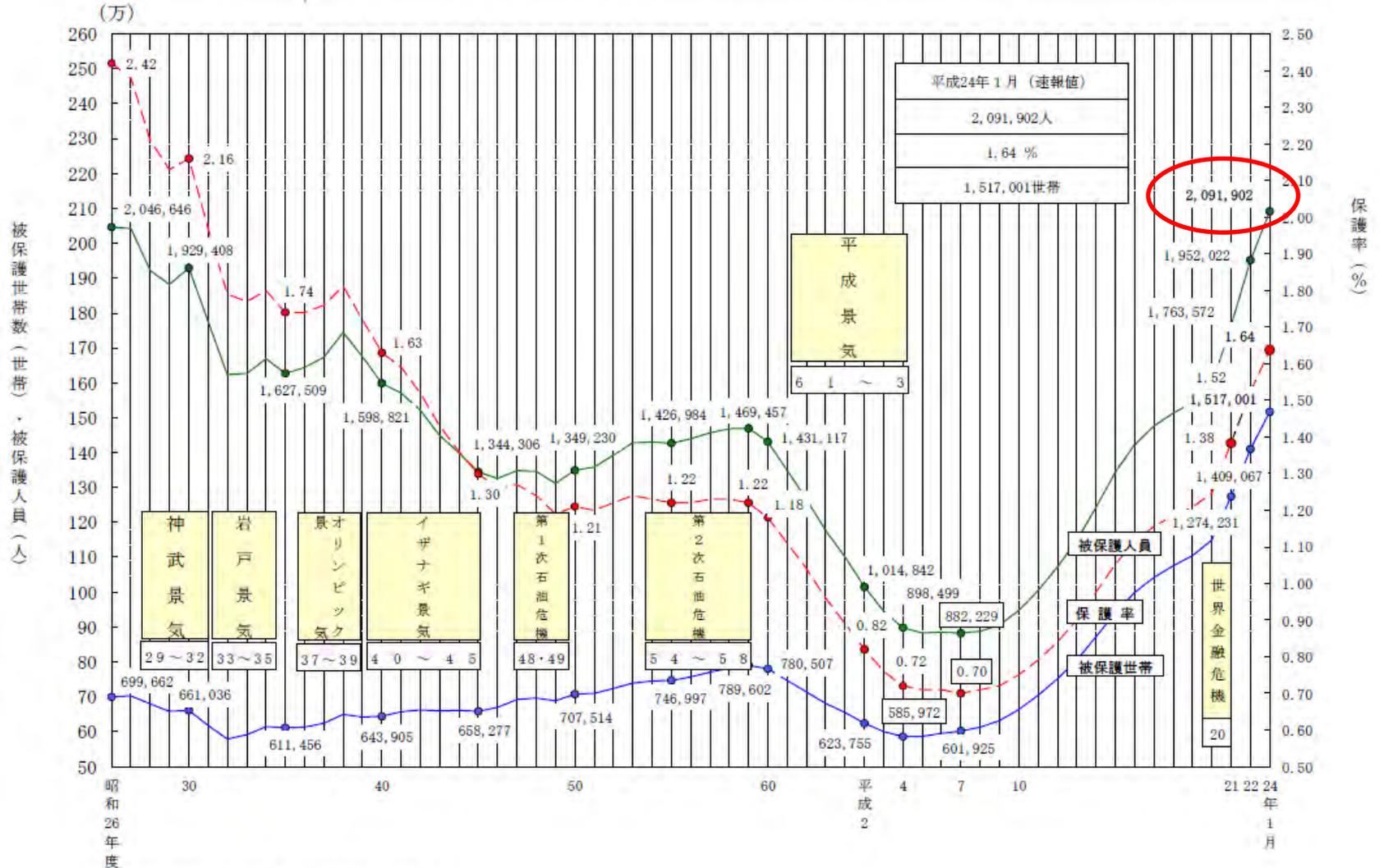
区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外 の身体障害者	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外 の知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間 労働者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 労働者	e. 計 c+d×0.5
特例子会社	人 16,429.5 (14,562.5)	人 3,306 (3,164)	人 38 (30)	人 1,510 (1,394)	人 17 (—)	人 8,168.5 (7,752.0)	人 2,300 (1,908)	人 36 (32)	人 2,942 (2,508)	人 33 (—)	人 7,594.5 (6,356.0)	人 632 (429)	人 69 (51)	人 666.5 (454.5)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

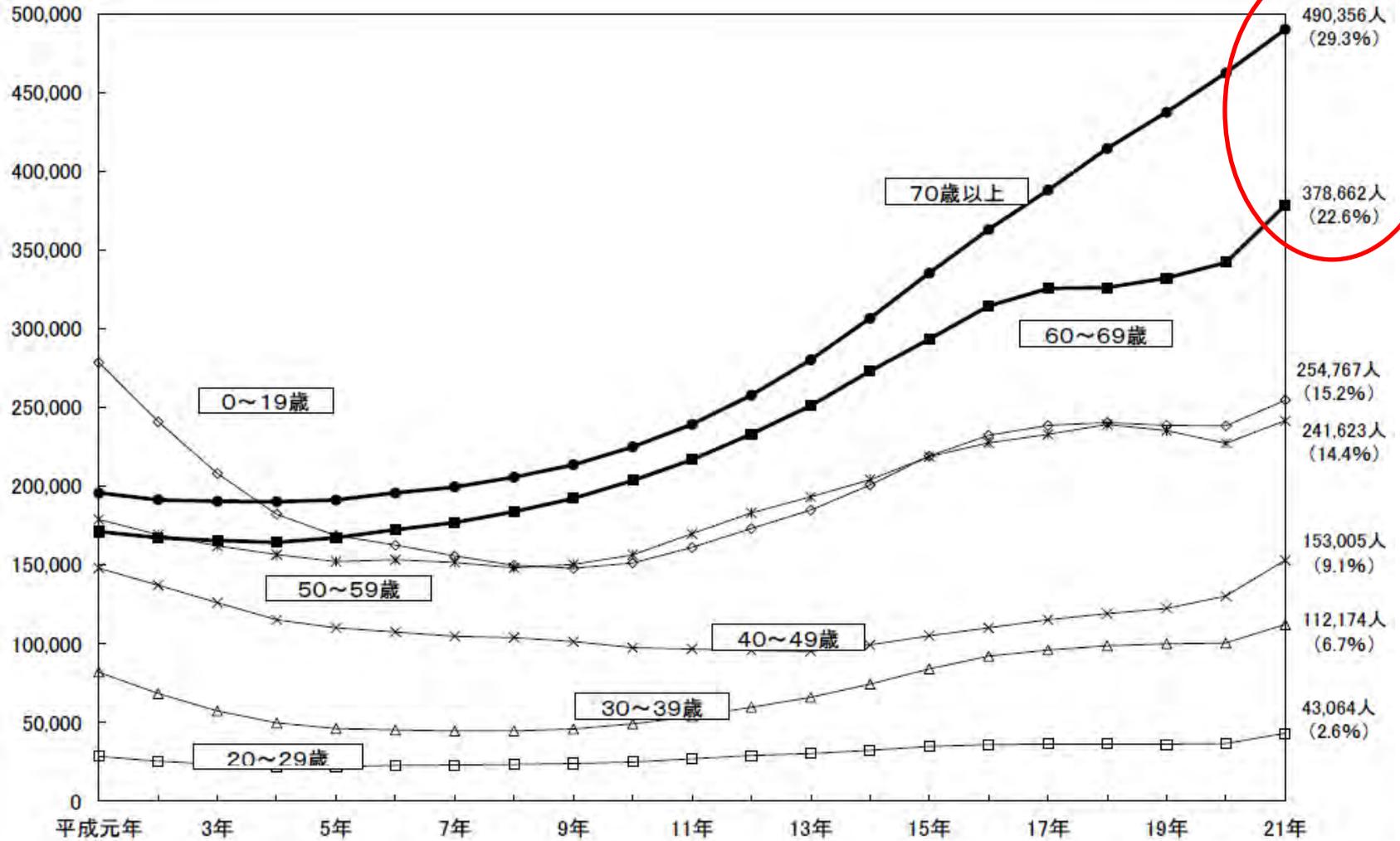
平成23年度 障害者雇用の集計結果

生活保護者



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

生活保護者



資料:被保護者全国一斉調査(基礎調査)

公共サービス

公共サービス基本法

(定義)

- 第二条 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であつて、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。
 - 一 国(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)を含む。第十一条を除き、以下同じ。)又は地方公共団体(地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)を含む。第十一条を除き、以下同じ。)の事務又は事業であつて、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供
 - 二 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為

(公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化)

- 第八条 国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に関する業務を委託した場合には、当該公共サービスの実施に関し、当該委託を受けた者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在を明確化するものとする。

受益(受給者)

- 個人 = 私益
- 家族 = 私益、共益(狭義)
- 組織 = 共益(広義)
- 公共(社会) = 公益

誰の責任のもとに・・・

個人への対応(支援)

自立支援の対象は誰か？

- 子育て
- 高齢者
- 障害者
- 不登校児童
- ひきこもり、ニート
- アルコール・薬物依存症
-

組織等への対応（支援）

社会参加の場はどこか？

- 就労の場
- 能力開発、職業訓練の場
- 就学の場
- 保育の場
- 生涯教育の場

.....

対象事業

衣食住は基本だが・・・

- 生活相談
- 日常生活支援(衣、食)
- 介護、介助
- 住居、住宅(住)
- 就労支援(能力開発)

.....

「市民自治体」をつくる(前回資料から)

7. 公共サービスの担い手(公務を担う人々)のルールをつくる

1) 公共サービスの基盤と市民の権利

公共サービスは市民が地域で暮らす基盤となるものであり、豊かな暮らしを維持し、「持続可能な社会づくり」を担う基盤となるものである。もちろんそれは、『市民自治体』における公共サービスの目的であり、公共サービスの享受は市民の権利である。そこで具体的な公共サービスを、誰が、どのように担うのかが問われる。

2) 多様化する公共サービスの担い手

現在、公共サービスの担い手は次のように多様化し、提供されている。

- ① 自治体・地方公営企業(公務員)が提供するサービス
- ② 自治体の委託、または自治体との協働によって事業者が提供するサービス
- ③ 自治体から補助金、助成金などの公益的資金の提供を受け活動する事業者、団体(非営利セクター含む)が提供するサービス
- ④ 公益事業(電気通信、電気、ガス、水道・下水道)を担う事業者(地方公営企業を除く)が提供するサービス
- ⑤ 非営利セクター(NPO法人、公益社団・公益財団法人、社会福祉法人、協同組合、労働組合、ワーカーズコープ・ワーカーズコレクティブなど)が自ら資金調達して提供するサービス
- ⑥ 自治会・町内会、商工会・商店会などが自ら提供するサービス
- ⑦ 企業が自ら提供する公共サービス

3) 公共サービス基本条例の策定と地域公共サービス市民会議の設置

『市民自治体』は公共サービスに関する基本的な条例を策定し、公共サービスの定義と範囲を地域の実情に即して定めるとともに、「(仮)地域公共サービス市民会議」を設置する。「(仮)地域公共サービス市民会議」は次の役割を担う。

- ① 「どこで、どのような公共サービスへのニーズが存在し、それがどの程度充足されているのか」に関する調査を行い、把握すること
- ② 把握された市民ニーズのうち、公共サービスとして充足すべきニーズを行政だけでなく、多様な公共サービス供給主体がどのような役割分担をするかを調整すること
- ③ 以上を『市民自治体』に建議すること

4)『市民自治体』が担う公共サービスの基盤

『市民自治体』は常に非常時の機能維持を考慮しながら、公共サービスの基盤を整備し、維持する。それは市民が、地域社会において安心して豊かな暮らしを維持し、「持続可能な社会づくり」を担う基盤となる。

- ① 公共サービスを担う全ての主体で働く人々の環境の整備、充実
- ② 大災害に迅速に対応できる危機管理体制の構築と首長不在時の体制整備
- ③ 市民自治体の重要機能やコンピュータ機能のバックアップの整備
- ④ 窓口・相談サービス機能の維持、充実。とりわけ支所・出張所の機能維持
- ⑤ 地域公共サービスの拠点(中心)の整備とネットワークの構築

5)『市民自治体』の職員象

『市民自治体』の職員は、公共サービスの直接の担い手であると同時に、地域社会を構成する構成員である。『市民自治体』の職員は、常に地域の市民と情報や課題を共有し、地域社会の一員として地域のまちづくり、新しい社会づくりの一翼を担う。

働き方

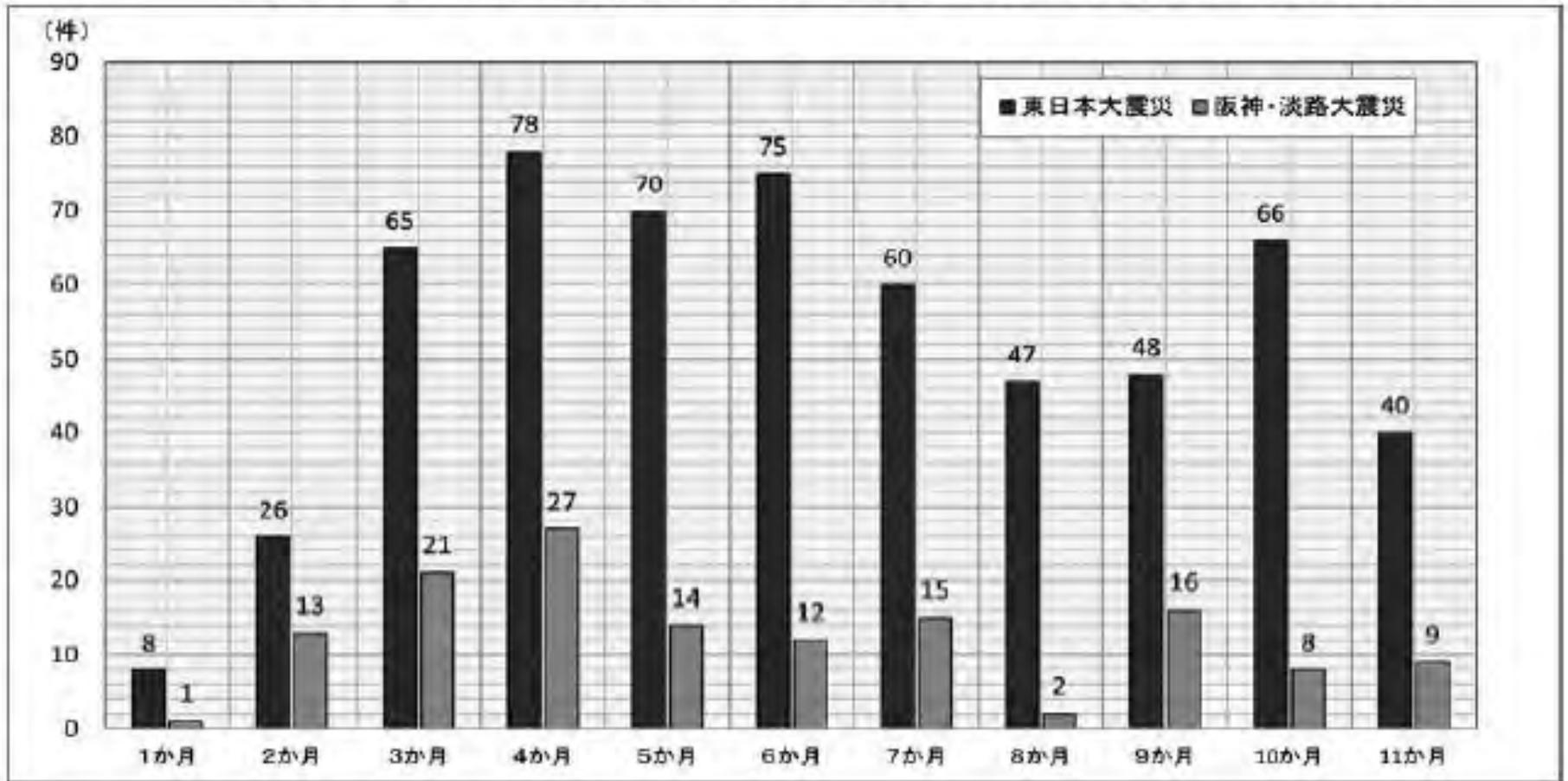
震災による倒産

		直接			間接			合計	
		件数	構成比	負債総額 (百万円)	件数	構成比	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)
2011年	3月	1	12.5%	12,250	7	87.5%	4,416	8	16,666
	4月	3	11.5%	878	23	88.5%	11,873	26	12,751
	5月	8	12.3%	3,106	57	87.7%	33,896	65	37,002
	6月	4	5.1%	1,744	74	94.9%	32,409	78	34,153
	7月	7	10.0%	869	63	90.0%	39,617	70	40,486
	8月	1	1.3%	433,083	74	98.7%	48,459	75	481,542
	9月	5	8.3%	947	55	91.7%	22,116	60	23,063
	10月	3	6.4%	345	44	93.6%	15,246	47	15,591
	11月	2	4.2%	202	46	95.8%	28,095	48	28,297
	12月	6	9.1%	1,474	60	90.9%	53,076	66	54,550
2012年	1月	2	5.0%	178	38	95.0%	163,316	40	163,494
	2月	0	0.0%	0	9	100.0%	2,524	9	2,524
累計		42	7.1%	455,076	550	92.9%	455,043	592	910,119

(出所) 株式会社東京商工リサーチ資料より作成 (2012年2月7日現在)

震災による倒産

図表4 東日本大震災及び阪神・淡路大震災関連倒産の月次推移



(出所) 株式会社東京商工リサーチ資料より作成

震災による解散

- 消費生活協同組合の解散 …… 0

重茂漁協

1) 組合員世帯数	～413戸（全世帯数459戸）
2) 組合員数の動向	～588名（正組合員534名）
	～588名（准組合員54名）
3) 組合員の平均年齢	～平均年齢55.6才

漁船数	825隻	資本金	1,610,640千円
1t未満	526隻	出資金	705,652千円
1～5t	280隻	利益準備金	470,000千円
5～10t	9隻	特別積立金	372,809千円
10～19t	10隻	その他	62,179千円

定置水揚高	766,991千円	長期共済保有高	12,264,700千円
販売取扱高	2,608,583千円	短期共済保有高	11,228,550千円
購買取扱高	489,398千円	さけ稚魚放流数	18,100千尾
海藻加工販売高	796,722千円	あわび稚貝放流数	1,000千個
魚類加工販売高	384,727千円		

重茂漁協

- 「共済、保険の資金をもとに、数年間の組合員給与は補償する。」
- 「だから重茂から退去するな。」
と組合長が表明。

⇒ 株式会社では解雇？

良し悪しではなく、**危機管理としての組織の在り方**
に相違が

参加型・共益型組織は働くものにとってベターか (前回の提案から)

<非営利・参加型組織で働くメリット>

- 人・モノ・金・情報の社会的価値が地域で循環し、地域が住みやすく豊かになる
- 働く場と生活の場が接近(ないしは同じ)している
- 人のネットワークがある(人を知っている安心感がある)
- 生活面でも助け合える
- 経営・運営に参加できる
- そこで働くことで技能を身につけられ、また生きる力や人間関係を高められる
- 自分の働き方(役割、働く時間、休みなど)が民主的に決められる
- 自分で提供したサービスは、後で(老後など)自分も受けられる状況を作れる
- 定年が無い

参加型・共益型組織は働くものにとってベターか (前回の提案から)

<いわゆる「デメリット」>

- 利用しやすい価格、付加価値に費用をつけない、効率や成果を優先しない適正な価格で事業をおこなうため、事業高から必要経費をのぞいた分を分配するいわゆる人件費は、働きに応じた金額以上にすることはできない。
- 社会保障・社会保険関係が現状では一部に限られる。雇用関係がないと適用されない制度となっている。
- 民主的な運営を大事にするので組織内の合意や方針決定に時間がかかる。
- 地域での信頼度は高いが、社会的な知名度がまだ低い。
- ワーカーズ・コレクティブに合致する法人格がない。規定する法律がない。

能力開発

図9 計画的なOJTを実施した事業所（総数）

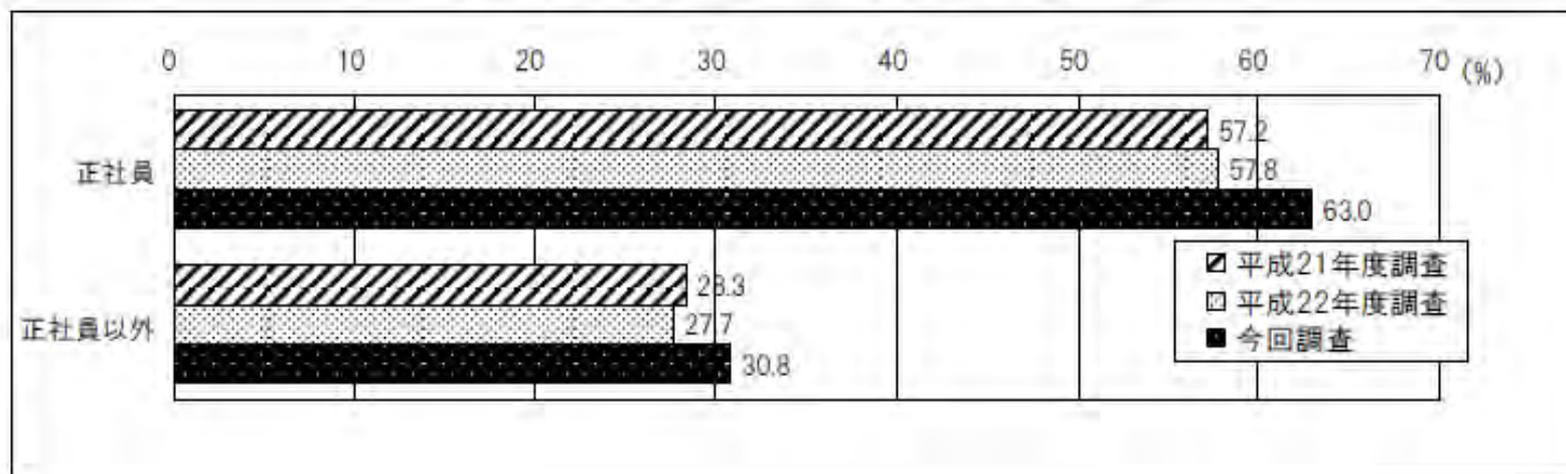
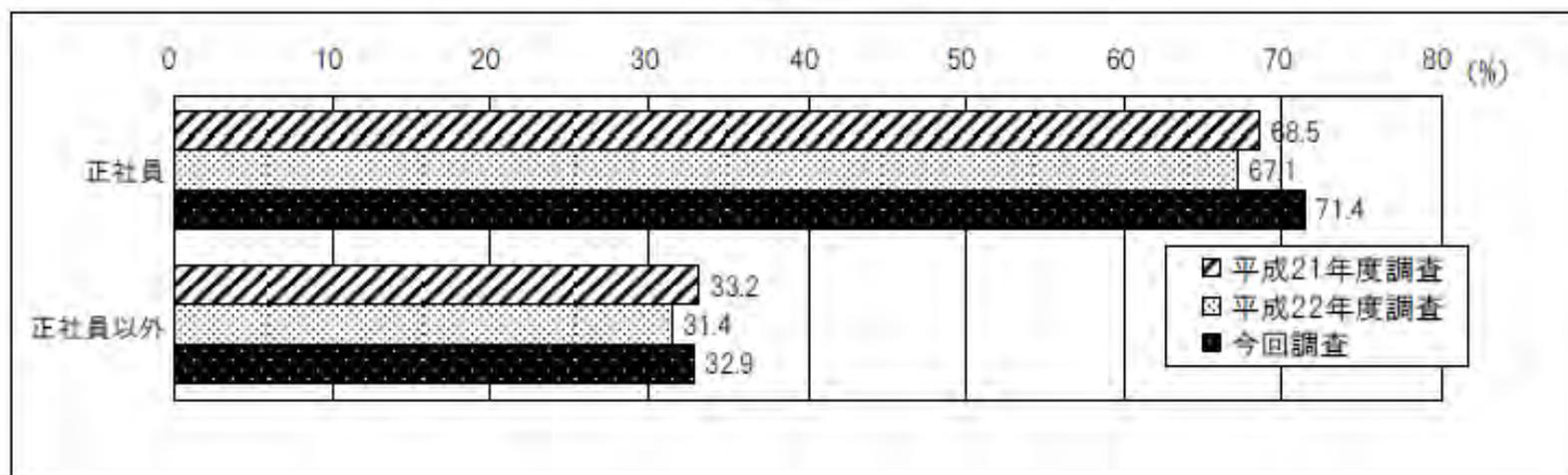


図7 OFF-JTを実施した事業所（総数）

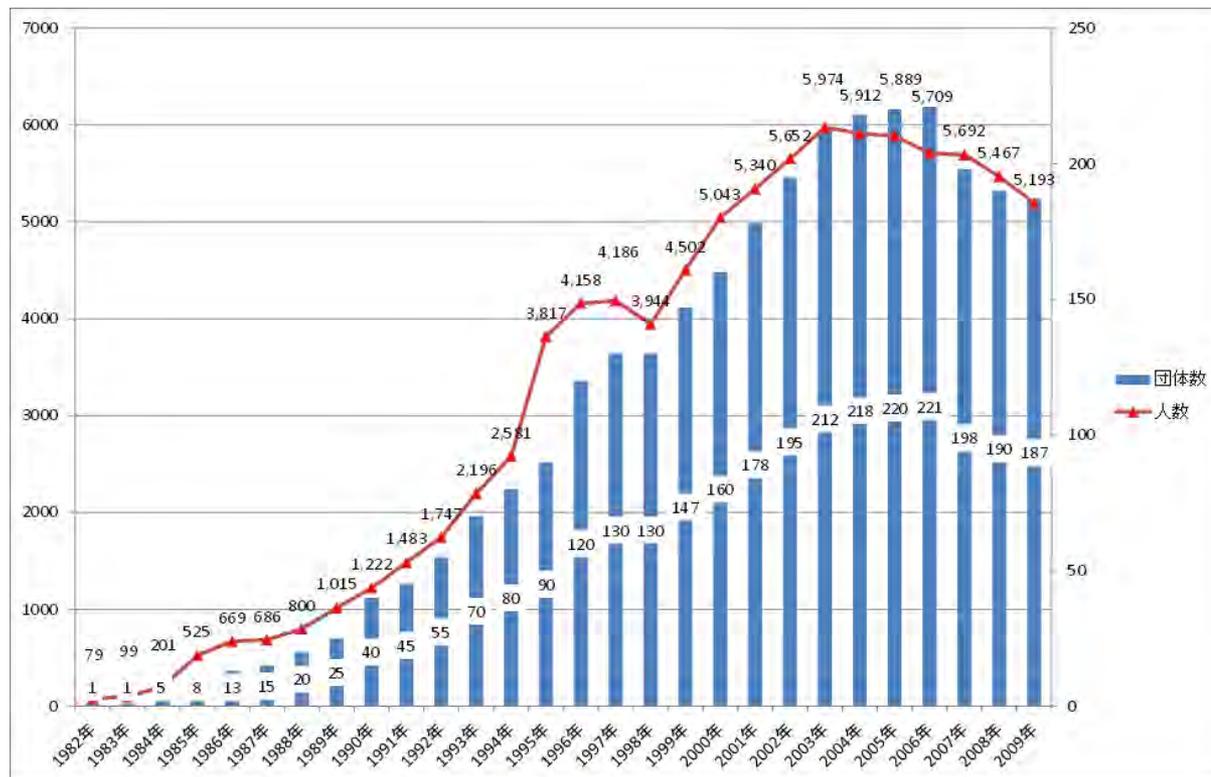


社会的に不利な方々への就労支援の事例

□ 神奈川県内でのワーカーズ・コレクティブの取組み

神奈川県内で活動するワーカーズ・コレクティブ(協同(組合)型組織)等と、その活動の支援に取り組む神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会(以下、神奈川ワーコレ連合会)、社会的に不利な方々への就労支援に取り組むNPO法人ワーカーズ・コレクティブ協会(以下、ワーコレ協会)等の活動をもとに、その効果、可能性などについての整理等を以下に示します。

* 神奈川県内のワーカーズ・コレクティブ組織数及びメンバー数



- 生活クラブ生協の活動をふまえて1982年にワーカーズ・コレクティブとしての取組みを開始。
- 基本的に、働く担い手自らが出資し、地域で必要としているサービスを提供することなどを事業としている。
- 2009年度で187団体、約5200人がメンバーとして活動。(神奈川ワーコレ連合会、ワーコレ協会会員加盟)
(2012年3月1日現在 会員数：185団体 メンバー：5111人)

* ワーカーズ・コレクティブの業種部門別団体数・メンバー数

部門	説明	団体数	メンバー数 (人)
家事介護	ちょっとしたお手伝いから介護保険対応まで居宅に訪問してサービスを提供します。	51	2,170
居宅介護支援	介護保険制度運用の要として生まれたケアマネージャーだけが集まったワーカーズ・コレクティブです。	4	86
デイサービス	高齢者が日中集まって過ごします。介護保険制度で運営。	15	362
住まい型生活支援	365日24時間の見守りや生活支援サービスを提供。企業やNPO法人による福祉施設が中心です。	8	169
移動	障害や高齢者で外出困難な方に車での移動や介助サービスです。	19	437
保育	親支援の視点も含めた子育て支援。就労・リフレッシュを問わず一時預かり保育から現在は学童、派遣、広場まで展開。	18	242
食事サービス	高齢者に対する生活支援の一つとして365日の配食です。	21	440
健康支援	健康づくりのための事業。漢方薬局・鍼灸師治療院の運営、健康講座などを主に展開。	4	50
食文化	安心・安全でおいしい弁当・仕出し・パン製造販売などの事業。	11	221
生協まちづくり	生活クラブ・福祉クラブの委託・請負のワーカーズ・コレクティブが集まっています。(配送、共済事務、配送センター事務、配送センターなどの清掃など)	16	848
生活文化	環境リサイクルショップ、石鹸プラント、経理、パソコン、編集、カルチャースクールなどの生活を豊かにする事業を担っているワーカーズ・コレクティブが集まっています。	16	149

* 団体数・メンバー数は2010年度の数値

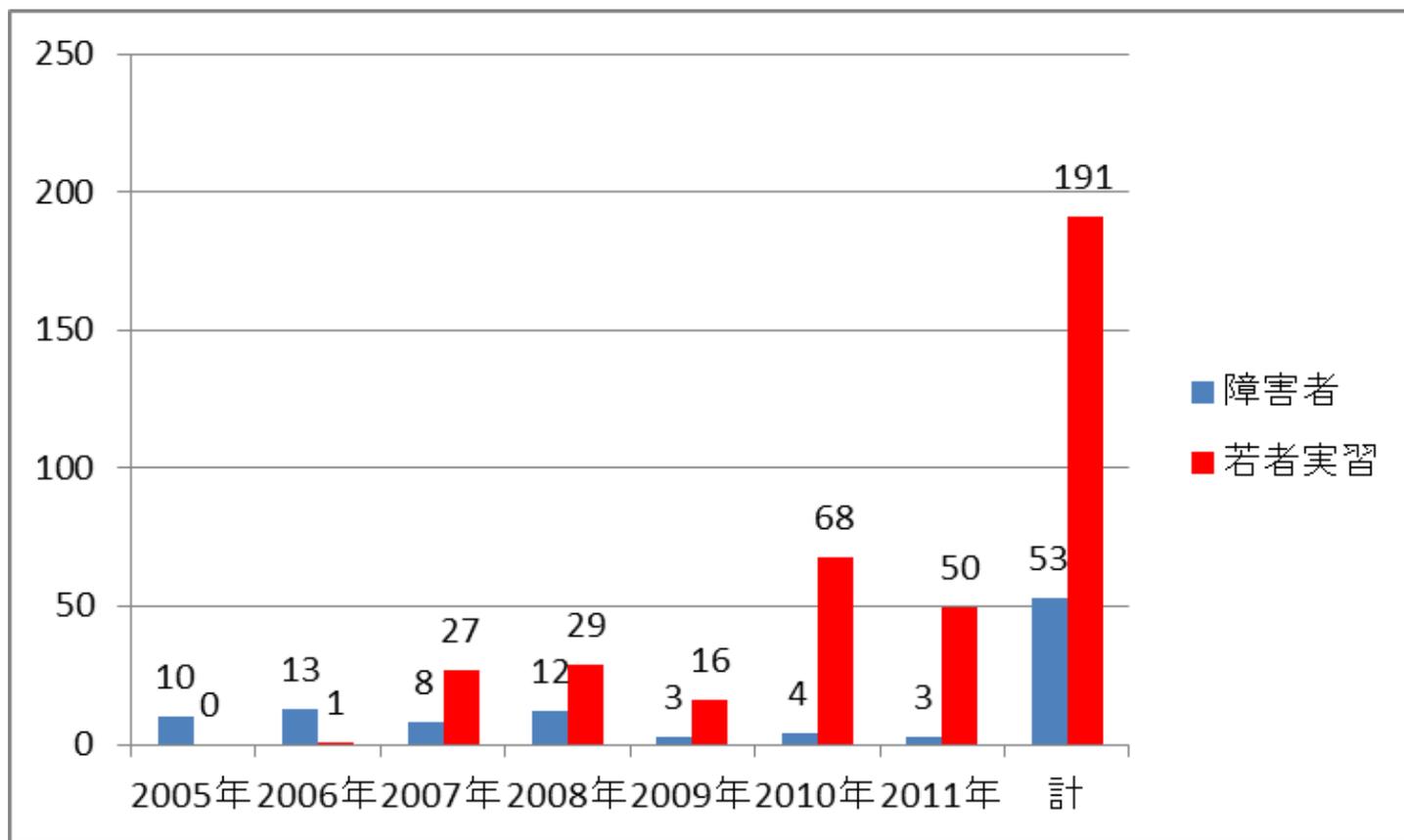
- ・上記表は、活動を部門ごとに分類し、その団体数とメンバー数である。
- ・その事業活動の内容は、介護保険制度や保育制度などそのサービスが制度として位置づけられているものから、弁当や仕出し、漢方薬局、リサイクルショップなど地域生活に密着したもの、カルチャースクールなど技能習得などの機会の提供など多岐にわたっている。
- ・団体数では、「家事介護」が一番多く、続いて「食事サービス」、「移動」サービス、「保育」サービスなどが続く。
- ・メンバー数では、「家事介護」が一番多く、「生協まちづくり」、「食事サービス」、「移動」サービスなどが続く。

* 部門別協力団体数・率及び職場体験実習等受入人数（2010年度）

部門	団体数	メンバー数 (人)	協力団体数	協力率	職場体験・ 実習等受入 人数(人)
家事介護	51	2,170	0	0%	0
居宅介護支援	4	86	0	0%	0
デイサービス	15	362	5	33.3%	8
住まい型生活支援	8	169	0	0%	0
移動	19	437	0	0%	0
保育	18	242	5	27.8%	7
食事サービス	21	440	4	19.0%	5
健康支援	4	50	0	0%	0
合計	140	3,956	14	10.0%	20
食文化	11	221	11	100%	21
生協まちづくり	16	848	7	43.8%	10
生活文化	16	149	4	25.0%	4
合計	43	1,218	22	51.2%	35
総合計	183	5,174	36	19.7%	55

- ・ワーカーズ協会により神奈川県内で活動するワーカーズ・コレクティブ組織を対象に、若年者や障害者等の職場体験・実習等の受入れ協力を呼びかけ、その団体数が55団体（2010年度）、約2割である。
- ・受入人数は、弁当・仕出し・パン製造などの「食文化」が一番多く、続いて「生協まちづくり」、「デイサービス」などが多い。
- ・多様な職種の組織が協力することにより、職場体験・実習者の側の職種等の選択の幅が広がる。

* 実習・訓練等の経年受入人数



- ・実習・訓練等の実績では、2005年より障害者の受入れを開始し、2007年から若年者の受入れを開始している。
- ・ここ数年では、若年者の数が増加しており、2010年度で68人、2011年度で50人の受入れであった。
- ・2005年から2011年までの総数では、障害者が53人、若年者が191人であった。

* 部門別・事業別受入者数、就労者数（2010年度、2005年～2011年）

部門	業種	団体数 (団体)	合計 (人)	「はたらっく」 短期(人)	「はたらっく」 長期(人)	サポート ステーション (人)	社会体験 プログラム (人)	青少年の 参加・体験 (人)	その他 (人)	就労者数 2005～2011 年
家事介護		0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0
デイサービス		5	8	5	3	3	0	0	0	4
住まい型生活支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0
移動		0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育		5	7	6	1	0	3	0	0	6
食事サービス		4	5	4	1	0	1	0	0	2
健康支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0
食文化	(計)	11	21	12	10	2	0	0	3	6
	仕出し・弁当	5	8	6	6	1	0	0	2	1
	惣菜・弁当	4	11	4	2	1	0	0	1	5
	卸	1	1	1	1	0	0	0	0	0
	カフェ事業	1	1	1	1	0	0	0	0	0
生協まちづくり	(計)	7	10	4	4	0	4	0	1	10
	店舗	3	4	1	2	0	2	0	0	3
	配送	3	5	3	2	0	1	0	1	7
	事務	1	1	0	0	0	1	0	0	0
生活文化	リサイクル	4	4	0	1	2	0	2	0	0
合計		36	55	31	20	7	8	2	4	28

注) 事業の名称ごとの数は、重複して参加されている方も少なくないため、横軸での数が合計の数との相違がある。

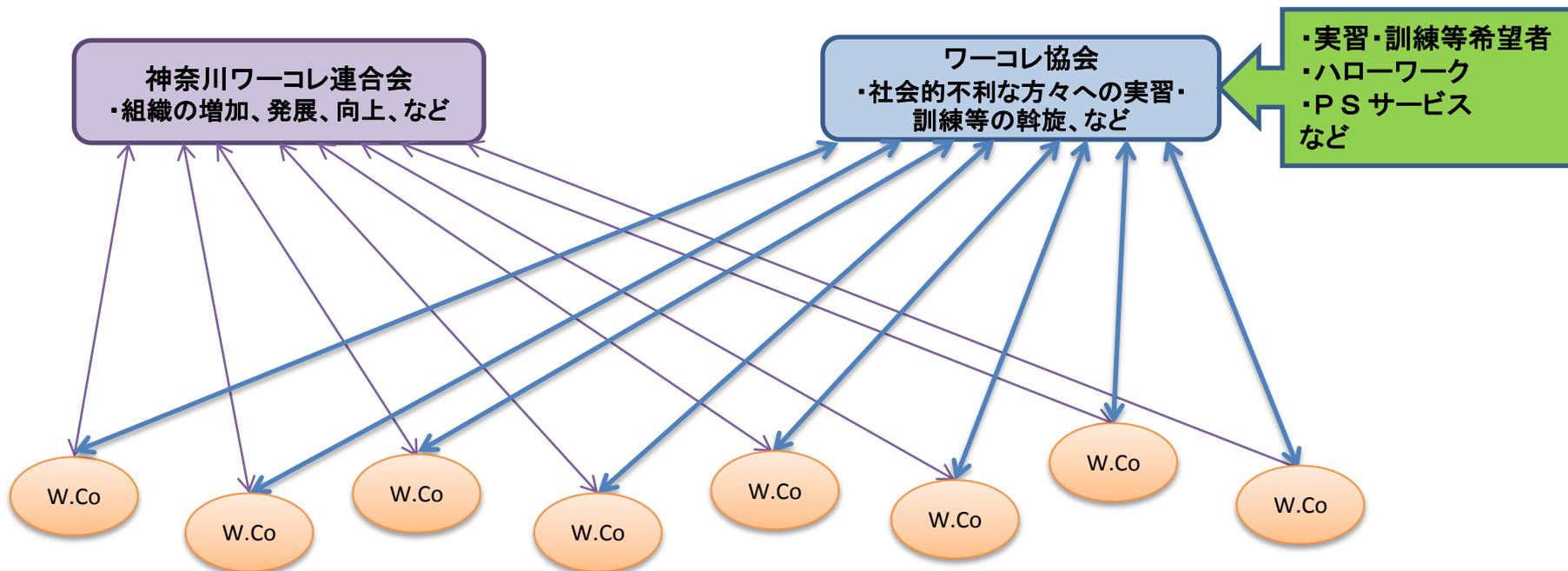
- ・実習・訓練等の受入れを部門別で見ると、「食文化」が21人で一番多く、「生協まちづくり」、「デイサービス」と続いている。
- ・実習・訓練等を経てワーカーズ・コレクティブでメンバーとして就労している数は、2005年から2011年までに28人。全体で11.5%が、実習・訓練等から就労へと移行している。
- ・就労者を部門別で見ると、「生協まちづくり」が10人で一番多く、続いて「食文化」、「保育」と続く。

* 各事業内容等

事業名	委託者等	対象者	委託費等	期間	内容等
横浜市知的障害者職場体験実習コーディネート委託事業	横浜市	知的障害者	2005年:51万円 2006年:61万円	2005年～2006年	1日6時間 10回の体験実習
チャレンジ訓練(自主事業)	自主事業	知的障害者		2006年	60時間～200時間 謝金有 保険加入
無業・失業中の若者の体験実習	横浜市(よこはまサポートステーション)	若年者等	1件5万円	2006年～2009年	1回3時間 合計10回の実習
神奈川県障害者就職促進委託訓練「トライ！」	神奈川県	知的障害者	2007年:94万円 2008年:126万円	2007年～2008年	3か月 180時間
困難を抱える若者の就業定着支援事業	横浜市	若年者等	849万円×2年間	2010年～ 2012年2月末まで	短期 1日3時間～10回
若者の社会体験プログラム	労働金庫(助成)	若年者等	30万円	2010年	1日3時間 6回現場見学セット

- ・ 県及び市の委託等による事業が大半をしめ、その多くが緊急雇用対策等期限付きな事業のため、継続性に乏しい。
- ・ 体験実習が主であり、就業現場での体験を通じた内容となっており、その仲介や斡旋等の中間的役割をワークレ協会が担っている。

* 組織の関連



- ・ 神奈川ワーコレ連合会が、組織の起業のための支援や各団体の活動の発展やガバナンス等の向上のための支援を行っている。
- ・ ワーコレ協会は、県内の組織に実習・訓練等の協力をよびかけ、対応可能な団体に対して実習・訓練等の希望者とのコーディネート、相談等を行っている。
- ・ また、協力団体に対して、受入れのための準備や学習機会の提供などの支援も行っている。

○ まとめ

<活動概要>

- 生活クラブ生協の活動をふまえて1982年にワーカーズ・コレクティブとしての取組みを開始。
- 基本的に、働く担い手自らが出資し、地域で必要としているサービスを提供することなどを事業としている。
- 2009年度で187団体、約5200人がメンバーとして活動。（神奈川ワーコレ連合会会員組織）
- その事業活動の内容は、介護保険制度や保育制度などそのサービスが制度として位置づけられているものから、弁当や仕出し、漢方薬局、リサイクルショップなど地域生活に密着したものの、カルチャースクールなど技能習得などの機会の提供など多岐にわたっている。
- 団体数では、「家事介護」が一番多く、続いて「食事サービス」、「移動」サービス、「保育」サービスなどが続く。
- メンバー数では、「家事介護」が一番多く、「生協まちづくり」、「食事サービス」、「移動」サービスなどが続く。

<実習・職場体験等>

- ・ ワーコレ協会により神奈川県内で活動するワーカーズ・コレクティブ組織を対象に、若年者や障害者等の職場体験・実習等の受入れ協力を呼びかけ、その団体数が55団体（2010年度）、約2割である。
- ・ 弁当・仕出し・パン製造などの「食文化」が一番多く、続いて「生協まちづくり」、「デイサービス」などが多い。

⇒ 多様な職種組織が協力することにより、職場体験・実習者の側の職種等の選択の幅が広がる。

- ・ 実習・訓練等の受入れを部門別で見ると、「食文化」が21人で一番多く、「生協まちづくり」、「デイサービス」と続いている。
- ・ 実習・訓練等を経てワーカーズ・コレクティブでメンバーとして就労している数は、2005年から2011年までに28人。全体で11.5%が、実習・訓練等から就労へと移行している。
- ・ 就労者を部門別で見ると、「生協まちづくり」が10人で一番多く、続いて「食文化」、「保育」と続く。

<委託等>

- 県及び市の委託等による事業が大半をしめ、その多くが緊急雇用対策等期限付きな事業のため、継続性に乏しい。
- 体験実習が主であり、就業現場での体験を通じた内容となっており、その仲介や斡旋等の中間的役割をワーコレ協会が担っている。

<組織の関連>

- 神奈川ワーコレ連合会が、組織の起業のための支援や各団体の活動の発展やガバナンス等の向上のための支援を行っている。
- ワーコレ協会は、県内の組織に実習・訓練等の協力をよびかけ、対応可能な団体に対して実習・訓練等の希望者とのコーディネート、相談等を行っている。
- また、ワーコレ協会は、協力団体に対して、受入れのための準備や学習機会の提供などの支援も行っている。

<まとめ>

- ・個々のワーカーズ・コレクティブ組織の増加により、実習・職業体験等の協力団体も増加し、その受入等を促進することによる就業参加・社会参加の道を拓くことが可能ではないか。
- ・ネットワーク型の支援により、実習・職業訓練等希望者の職種の選択肢が拡大するとともに、中途変更等柔軟な対応も可能で有効ではないか。
- ・そのためには、中間的組織としてのワーコレ協会の活動は有効であり不可欠であることから、その活動への支援策が必要である。
- ・しかし、現状では緊急雇用対策等期限制限のある事業が多く、取組みの継続性が乏しい。

⇒この事例から、ネットワーク型実習・就業支援の在り方を検討し、制度化する。

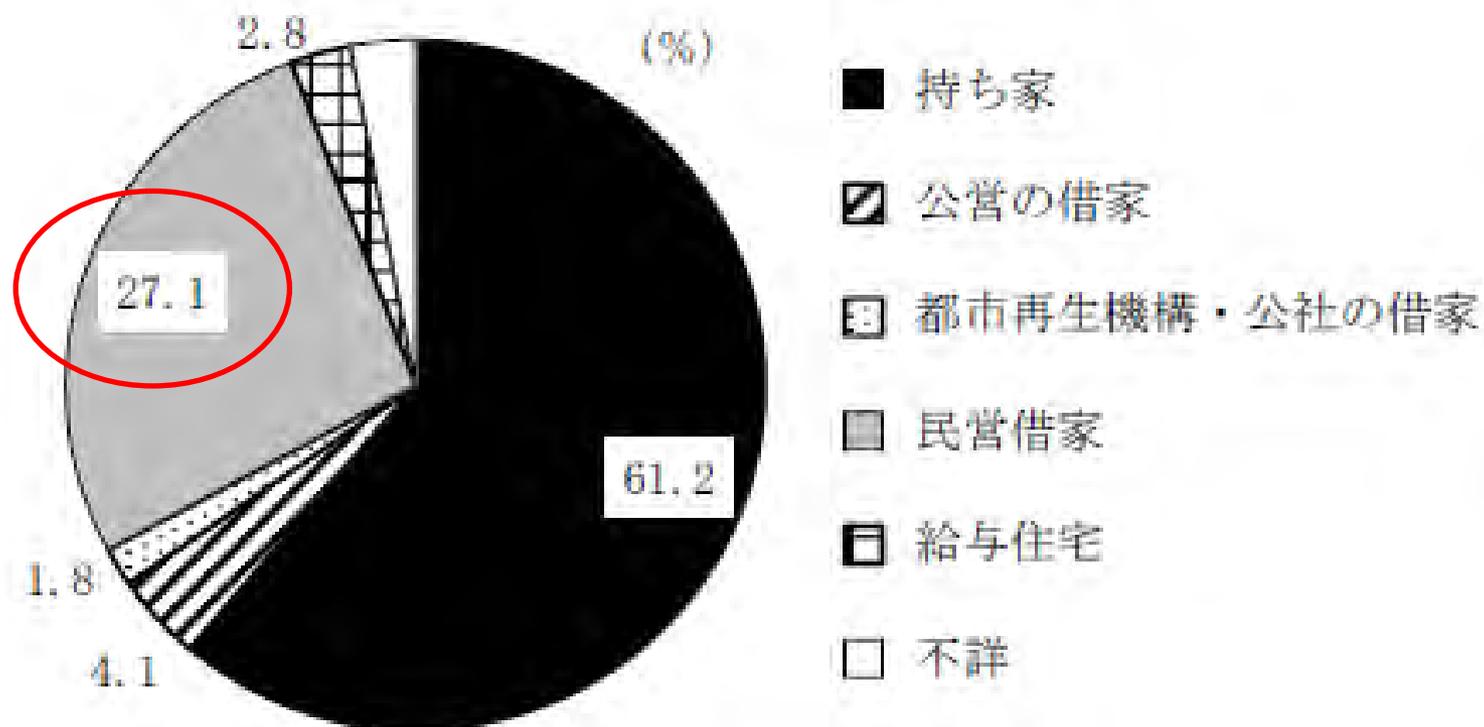
⇒その際には、個々の団体への支援、中間的支援を行う団体への支援、などの在り方と、各地で同様の取組みを促すための政策の検討が必要である。

⇒5年程度は継続して取組む事業とし、毎年その評価等を行い、見直すべき事項は速やかに見直すしくみとする。なお、評価等にあたっては、各団体に過度な負担のないように留意する。

※ワーカーズ・コレクティブ（協同（組合）型組織）での就労を「中間的就労」と位置付けることが可能か、また有効かも検討する。

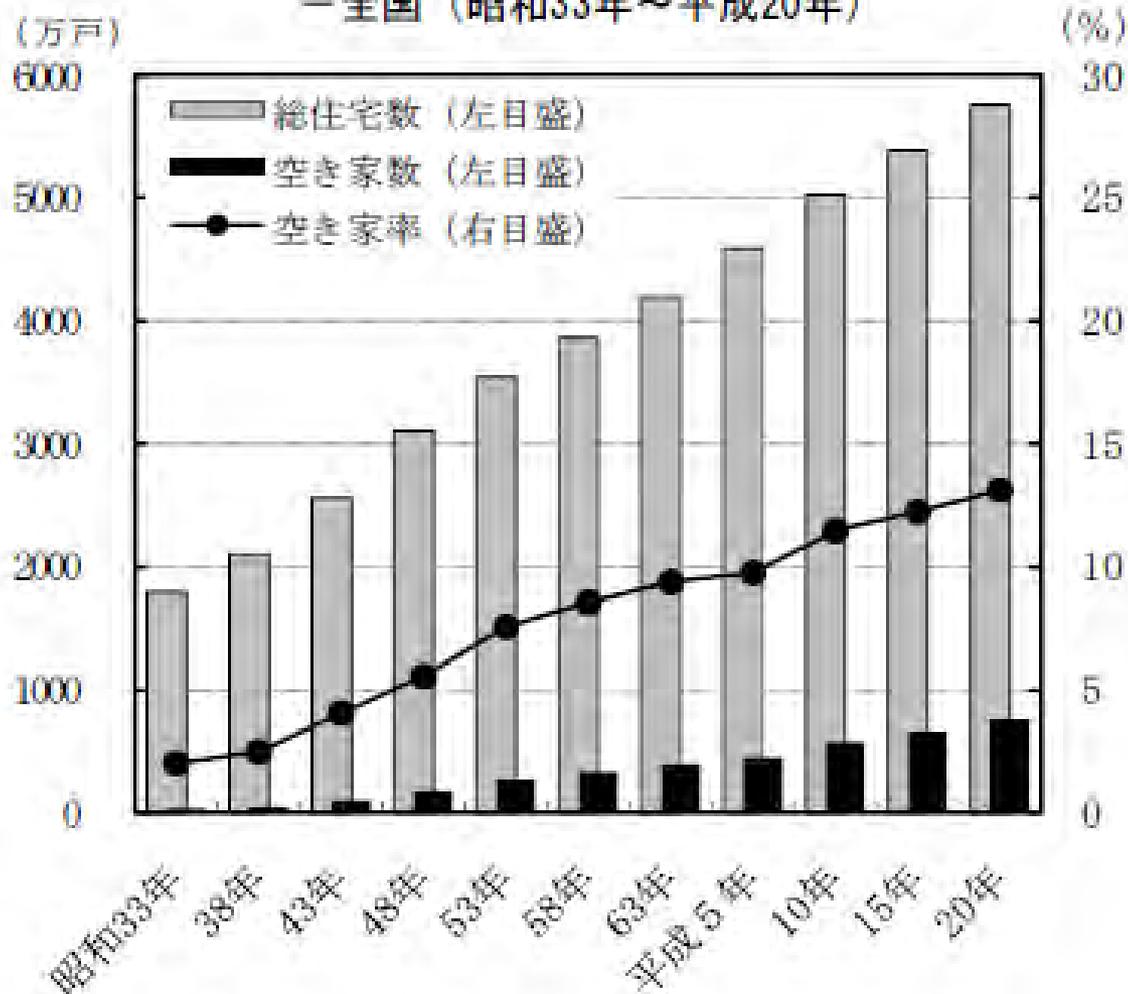
住宅

住宅の所有の関係別割合－全国（平成20年）



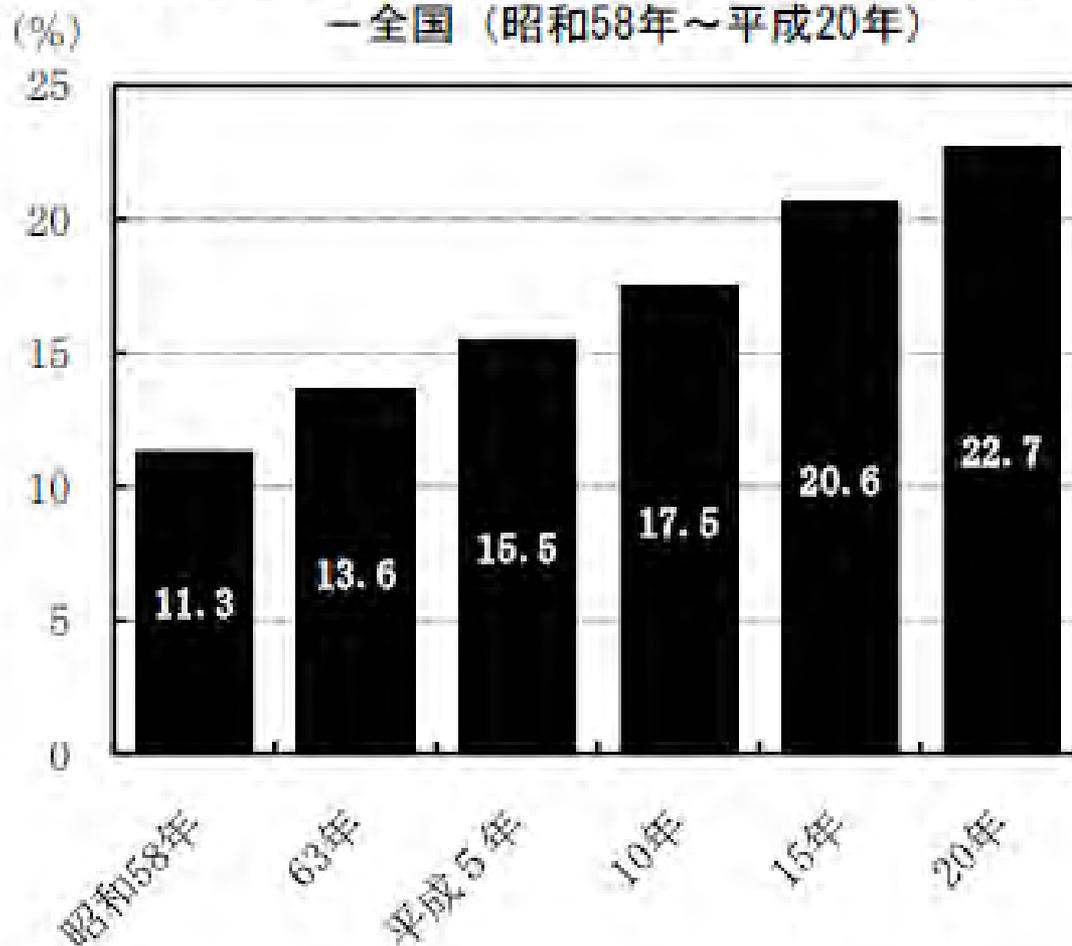
住宅

総住宅数、空き家数及び空き家率の推移
— 全国（昭和33年～平成20年）



住宅

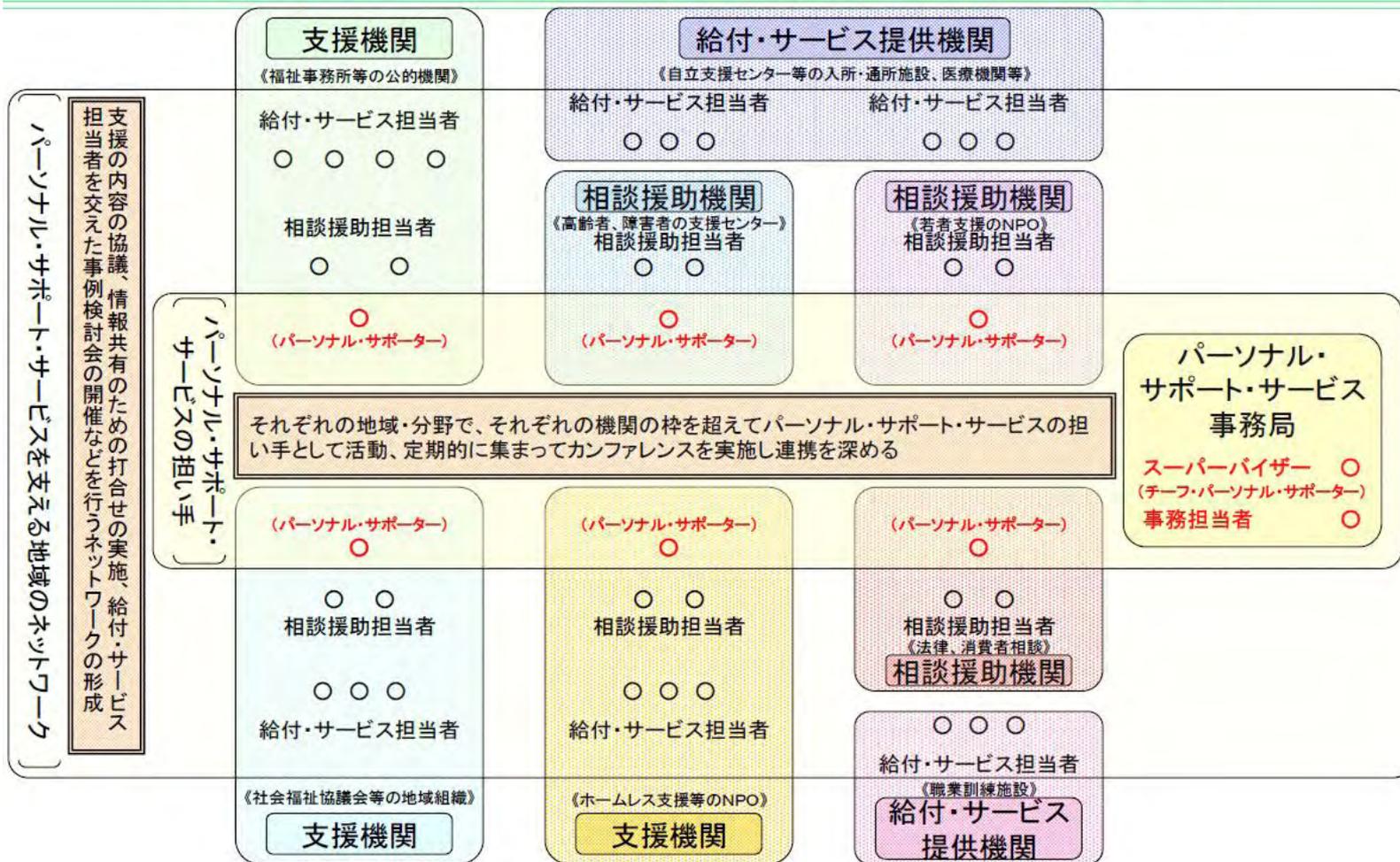
高齢者のいる世帯に占める高齢単身世帯の割合の推移
—全国（昭和58年～平成20年）



地域支援

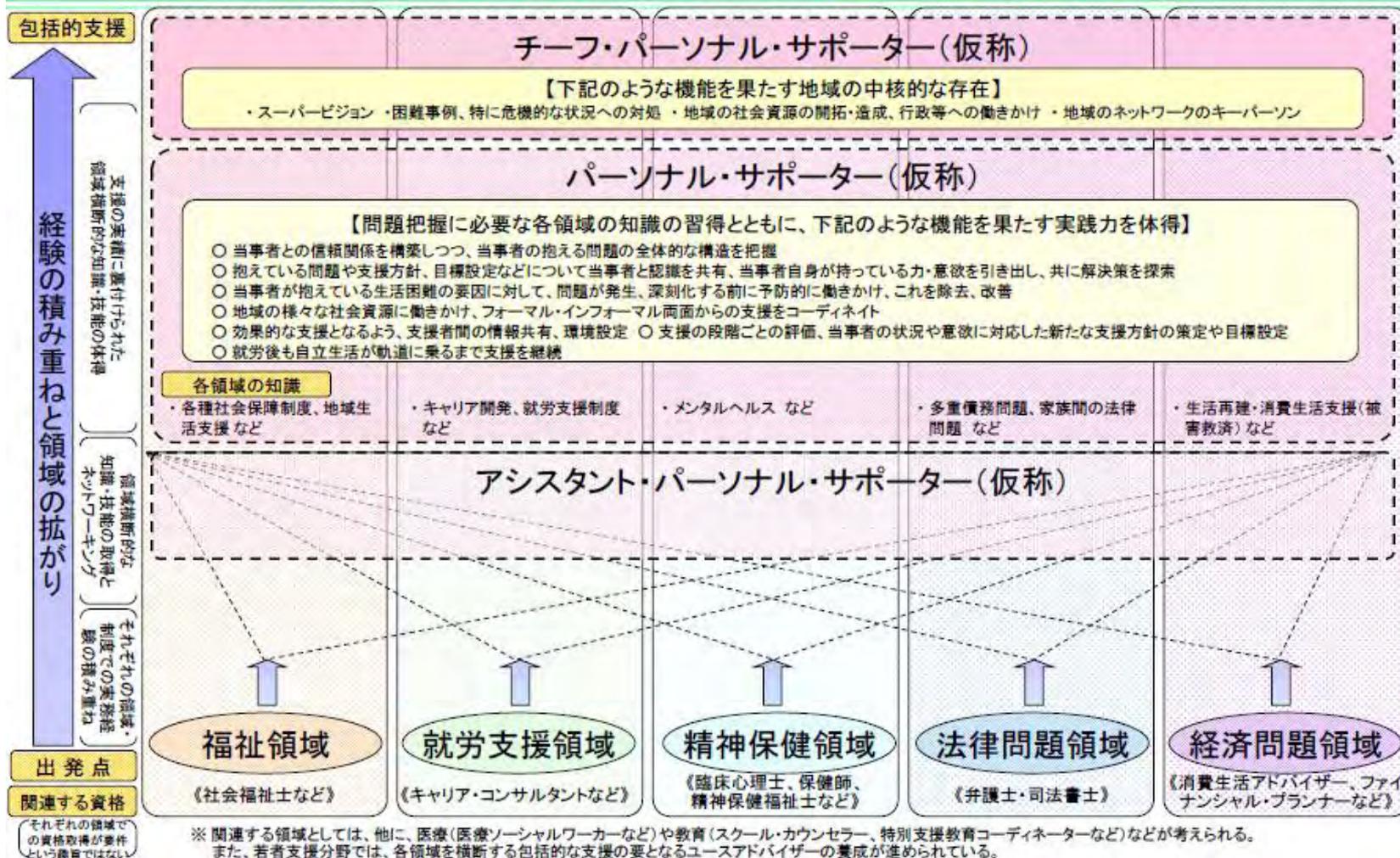
パーソナル・サポート

パーソナル・サポートと支援機関のネットワーク



パーソナル・サポート

パーソナル・サポート・サービスを担う人材



生活福祉資金貸付制度への提案(要望)

- ◇ 地域で活動する多様な団体との
連携を進めるための提案 ◇

資金の種類

資金の種類			貸付限度額
総合支援資金	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間: 12月以内
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費 等	60万円以内
福祉資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6万円以内 (短大)月6万円以内 (大学)月6.5万円以内
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間

生活福祉資金貸付制度要綱(抜粋)

第1 目的

この要綱は、低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

第2 実施主体

- 1 生活福祉資金(以下「資金」という。)の貸付けは、社会福祉法第110条第1項に規定する都道府県社会福祉協議会(以下「都道府県社協」という。)が行うものとする。
- 2 都道府県社協は、資金の貸付業務の一部を当該都道府県の区域内にある社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)に委託することができる。

生活福祉資金(総合支援資金)運営要領(抜粋)

第1 基本的事項

1 要領の目的

生活福祉資金(総合支援資金)貸付制度に係る都道府県社会福祉協議会(以下「都道府県社協」という。)等関係機関における事務処理要領を定め、当該制度の円滑な運営に資するものとする。

ただし、都道府県社協等関係機関は、この要領の趣旨を逸脱しない範囲において、地域の実情に即した効率的かつ効果的な運営を行って差し支えないものとする。

2 市町村社会福祉協議会への委託

制度要綱の第2の2に定めるところにより、都道府県社協が市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)に総合支援資金(以下「資金」という。)の貸付業務の一部を委託する場合、その範囲は原則として次に掲げるとおりとし、契約書を交わすものとする。

(1) 資金の広報業務

(2) 資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)に対する支援業務

(3) 資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)に対する支援業務

(4) 関係機関との連携、連絡、調整等業務

(5) 資金の貸付け及び償還に関する書類の交付、受付及び検討並びに都道府県社協への送付業務

(6) 償還に関する協力業務

(7) 借入申込者及び借受人の属する世帯の調査に関する業務

(8) その他必要と認められる業務

生活福祉資金(総合支援資金)運営要領(抜粋)

3 相談員の配置

(1)市町村社協又は都道府県社協に、相談員を置くものとする。

ただし、相談員の勤務形態は常勤、非常勤を問わない。また、他の業務との兼務を可能とする。

(2)相談員は、次に掲げる事項の業務を一体的に行うものとする。

ただし、住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当(以下「住宅手当」という。)の申請を行っている場合は、この限りでない。

ア 借入申込者に対する相談支援

イ 貸付けの必要性、妥当性の判断

ウ 借入申込者の自立に向けた自立計画の作成の支援

エ 実施主体及び関係機関が行う支援内容の策定

オ 借入申込者が行う貸付金償還計画作成の支援

カ イ、ウ及びエに基づく関係機関との連携、連絡、調整等

キ ウ、エ及びオに基づく、貸付期間中又は貸付後の定期的な相談支援、償還指導

ク 本制度の周知

(3)相談員は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者とする。

ア ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

イ 金融機関に勤務経験を有する者

ウ 福祉事務所に勤務経験を有する者

エ 社会福祉士の資格を有する者

オ その他、市町村社協の会長(以下「市町村社協会長」という。)又は都道府県社協の会長(以下「都道府県社協会長」という。)が適当と認めた者

提案(要望) ①

○ 多様な主体への委託を

- 地域で活動する低所得者や生活困窮者、障害者、高齢者等とその世帯などへの支援等を行う多様な団体等と一定の契約(役割分担)のもと、協力して進めることができるような制度とする。

⇒「制度要綱」の改訂

市町村社会福祉協議会以外の団体等への委託を可能にする。

提案(要望) ②

○ 自立支援に向けた体制構築を

- 伴走型自立支援(パーソナル・サポート・サービス)を基本とした相談、助言、支援等を基本的な取組事項とし、体制の構築を行う。

⇒「制度要綱」の改訂

基本的事項に「伴走型支援等」を明記する。

参考資料

貸付決定状況

○資金種類別(H17年度～H21年度)

資金種類	H17		H18		H19		H20		H21	
	件数	金額								
福祉費等	2,513 件	22.9 億円	2,104 件	18.6 億円	1,799 件	15.9 億円	1,736 件	14.9 億円	4,115 件	33.4 億円
緊急小口資金	1,560 件	0.8 億円	1,174 件	0.6 億円	1,514 件	1.0 億円	3,127 件	2.4 億円	15,590 件	13.3 億円
教育支援資金	7,163 件	64.3 億円	6,664 件	58.2 億円	6,732 件	54.5 億円	7,906 件	60.3 億円	13,139 件	93.0 億円
総合支援資金(H21.10～)									26,353 件	178.7 億円
離職者支援資金(～H21.9)	1,303 件	18.3 億円	969 件	13.9 億円	870 件	12.5 億円	1,610 件	23.0 億円	1,960 件	24.1 億円
不動産担保型生活資金	142 件	28.2 億円	123 件	21.4 億円	141 件	24.6 億円	119 件	20.1 億円	127 件	21.0 億円
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(H19.4～)					135 件	10.1 億円	367 件	24.9 億円	244 件	15.7 億円
計	12,681 件	134.4 億円	11,034 件	112.6 億円	11,191 件	118.4 億円	14,865 件	145.6 億円	61,528 件	379.2 億円

※ 各資金資金種類の貸付決定額は端数を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

参考資料

都道府県別 21年度、22年度 貸付決定件数 及び 決定金額

		平成21年度		平成22年度	
		貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)	貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)
1	北海道	1,841	1,436,672	1,964	1,506,340
2	青森県	866	522,505	1,208	743,115
3	岩手県	1,502	1,062,956	3,038	1,354,125
4	宮城県	573	336,309	391	198,040
5	秋田県	630	543,030	840	531,244
6	山形県	885	491,536	949	515,906
7	福島県	1,256	498,837	1,645	634,679
8	茨城県	690	322,788	1,506	602,283
9	栃木県	586	507,643	659	423,858
10	群馬県	624	287,379	1,455	592,454
11	埼玉県	1,888	1,074,247	3,385	1,774,508
12	千葉県	3,110	2,214,578	6,627	3,888,174
13	東京都	7,827	5,391,430	9,145	6,531,898
14	神奈川県	2,367	1,286,636	2,777	1,467,778
15	新潟県	967	515,390	1,257	677,977
16	富山県	560	195,271	588	214,562
17	石川県	1,131	499,363	1,288	657,610
18	福井県	351	186,293	308	133,137
19	山梨県	144	52,266	117	34,257
20	長野県	1,004	375,959	813	273,584
21	岐阜県	859	323,036	987	340,879
22	静岡県	2,569	890,057	3,704	1,441,799
23	愛知県	2,250	1,303,480	2,455	1,128,053
24	三重県	889	475,190	1,159	478,903
25	滋賀県	1,404	913,698	1,236	931,035
26	京都府	1,888	1,009,323	3,711	1,879,126
27	大阪府	6,526	5,597,011	7,511	5,883,617
28	兵庫県	4,312	3,254,148	5,602	3,300,354
29	奈良県	740	527,343	608	284,992
30	和歌山県	180	95,397	165	117,336
31	鳥取県	220	96,602	333	128,937
32	島根県	271	163,327	280	137,374
33	岡山県	259	136,118	250	87,855
34	広島県	1,020	588,611	1,120	519,099
35	山口県	493	170,160	497	157,339
36	徳島県	290	218,387	210	189,943
37	香川県	573	261,735	996	394,591
38	愛媛県	394	160,413	504	244,122
39	高知県	491	275,621	526	338,163
40	福岡県	2,877	1,611,952	4,974	2,477,676
41	佐賀県	73	35,133	55	22,976
42	長崎県	838	554,529	1,067	632,410
43	熊本県	499	198,669	632	330,906
44	大分県	712	253,815	911	221,461
45	宮崎県	554	394,014	837	455,766
46	鹿児島県	332	109,256	553	147,765
47	沖縄県	1,213	498,296	1,588	603,096
	合計	61,528	37,916,409	82,431	45,631,102

参考資料

都道府県別、年度別 貸付中金額 及び 延滞金額・率 (千円)

	20年度			21年度			22年度		
	貸付中	延滞	割合	貸付中	延滞	割合	貸付中	延滞	割合
北海道	6,390,000	1,440,000	22.5%	6,920,000	1,560,000	22.5%	8,120,000	1,730,000	21.3%
青森県	2,290,000	520,000	22.7%	2,350,000	550,000	23.4%	2,700,000	580,000	21.5%
岩手県	1,760,000	230,000	13.1%	2,170,000	240,000	11.1%	3,090,000	280,000	9.1%
宮城県	690,000	310,000	44.9%	820,000	310,000	37.8%	1,240,000	310,000	25.0%
秋田県	1,870,000	470,000	25.1%	2,010,000	530,000	26.4%	3,560,000	580,000	16.3%
山形県	1,350,000	220,000	16.3%	1,500,000	240,000	16.0%	1,700,000	210,000	12.4%
福島県	1,500,000	280,000	18.7%	1,630,000	320,000	19.6%	2,110,000	—	—
茨城県	680,000	280,000	41.2%	850,000	290,000	34.1%	1,370,000	340,000	24.8%
栃木県	860,000	260,000	30.2%	1,010,000	280,000	27.7%	1,450,000	270,000	18.6%
群馬県	440,000	160,000	36.4%	660,000	160,000	24.2%	890,000	180,000	20.2%
埼玉県	2,030,000	830,000	40.9%	4,500,000	870,000	19.3%	3,670,000	720,000	19.6%
千葉県	1,540,000	270,000	17.5%	2,330,000	330,000	14.2%	6,110,000	410,000	6.7%
東京都	12,110,000	3,430,000	28.3%	14,130,000	3,740,000	26.5%	18,330,000	4,110,000	22.4%
神奈川県	3,910,000	1,640,000	41.9%	3,900,000	1,750,000	44.9%	5,090,000	1,890,000	37.1%
新潟県	1,660,000	690,000	41.6%	1,780,000	740,000	41.6%	2,250,000	790,000	35.1%
富山県	480,000	120,000	25.0%	520,000	130,000	25.0%	660,000	120,000	18.2%
石川県	560,000	220,000	39.3%	800,000	240,000	30.0%	1,490,000	260,000	17.4%
福井県	610,000	210,000	34.4%	640,000	220,000	34.4%	710,000	230,000	32.4%
山梨県	370,000	230,000	62.2%	370,000	240,000	64.9%	540,000	250,000	46.3%
長野県	770,000	240,000	31.2%	1,000,000	260,000	26.0%	1,090,000	300,000	27.5%
岐阜県	760,000	310,000	40.8%	790,000	330,000	41.8%	1,050,000	270,000	25.7%
静岡県	980,000	330,000	33.7%	1,300,000	310,000	23.8%	2,570,000	330,000	12.8%
愛知県	1,230,000	520,000	42.3%	1,830,000	570,000	31.1%	3,260,000	650,000	19.9%
三重県	660,000	320,000	48.5%	840,000	280,000	33.3%	1,310,000	270,000	20.6%
滋賀県	940,000	390,000	41.5%	1,300,000	420,000	32.3%	2,260,000	410,000	18.1%
京都府	4,980,000	2,800,000	56.2%	4,800,000	2,960,000	61.7%	6,090,000	2,580,000	42.4%
大阪府	12,880,000	5,260,000	40.8%	14,210,000	5,840,000	41.1%	20,130,000	3,530,000	17.5%
兵庫県	2,770,000	880,000	31.8%	4,030,000	980,000	24.3%	7,680,000	940,000	12.2%
奈良県	1,880,000	370,000	19.7%	1,980,000	420,000	21.2%	2,250,000	330,000	14.7%
和歌山県	590,000	400,000	67.8%	490,000	400,000	81.6%	520,000	290,000	55.8%
鳥取県	420,000	210,000	50.0%	430,000	220,000	51.2%	500,000	230,000	46.0%
島根県	1,050,000	160,000	15.2%	1,060,000	170,000	16.0%	1,070,000	160,000	15.0%
岡山県	890,000	480,000	53.9%	910,000	510,000	56.0%	920,000	530,000	57.6%
広島県	750,000	270,000	36.0%	810,000	280,000	34.6%	1,290,000	180,000	14.0%
山口県	710,000	410,000	57.7%	770,000	420,000	54.5%	890,000	430,000	48.3%
徳島県	1,760,000	750,000	42.6%	1,740,000	760,000	43.7%	1,790,000	720,000	40.2%
香川県	910,000	760,000	83.5%	970,000	750,000	77.3%	940,000	710,000	75.5%
愛媛県	2,390,000	640,000	26.8%	2,100,000	650,000	31.0%	1,950,000	560,000	28.7%
高知県	950,000	390,000	41.1%	980,000	380,000	38.8%	1,040,000	370,000	35.6%
福岡県	6,190,000	3,030,000	48.9%	5,700,000	3,220,000	56.5%	7,610,000	2,610,000	34.3%
佐賀県	760,000	330,000	43.4%	690,000	340,000	49.3%	590,000	340,000	57.6%
長崎県	2,410,000	960,000	39.8%	2,430,000	960,000	39.5%	3,030,000	740,000	24.4%
熊本県	1,770,000	640,000	36.2%	1,680,000	650,000	38.7%	1,790,000	520,000	29.1%
大分県	1,220,000	640,000	52.5%	1,330,000	670,000	50.4%	1,440,000	710,000	49.3%
宮崎県	1,490,000	910,000	61.1%	1,130,000	920,000	81.4%	1,460,000	470,000	32.2%
鹿児島県	1,100,000	550,000	50.0%	950,000	490,000	51.6%	980,000	380,000	38.8%
沖縄県	2,340,000	740,000	31.6%	2,250,000	740,000	32.9%	2,550,000	700,000	27.5%
合計	96,670,000	35,520,000	36.7%	107,390,000	37,650,000	35.1%	143,110,000	33,500,000	23.4%

参考資料

NPOバンク等

1. 岩手県消費者信用生活協同組合
2. ap bank
3. コミュニティ・ユース・バンク momo
4. 女性・市民信用組合設立準備会(神奈川県)
5. 生活サポート基金(東京都)
6. 東京コミュニティパワーバンク
7. 北海道NPOバンク
8. 未来バンク事業組合
9. 信託資本財団
10. ピースバンクいしかわ
11. NPO夢バンク
12. 天然住宅バンク
13. もやいバンク福岡
14. くまもとソーシャルバンク

参考資料

パーソナル・サポート・サービス モデル事業

1. [北海道釧路市] 地域パーソナル・サポートセンターえにい
2. [岩手県] 県南地域パーソナル・サポート・センター
3. [岩手県] これからのくらし仕事支援室
4. [千葉県野田市] 求職者総合支援センター (パーソナルサポートセンター)
5. [神奈川県横浜市] にこまるカフェ相談室
6. [神奈川県横浜市] 横浜パーソナル・サポート・サービス 生活・しごと∞わかもの相談室
7. [静岡県浜松市] 浜松市パーソナル・サポート・センター
8. [岐阜県] 岐阜県パーソナル・サポート・センター
9. [長野県] ながのパーソナル・サポート・センター
10. [滋賀県野洲市] しごと・くらし相談コーナー (市民生活相談室併設)
11. [京都府] 京都自立就労サポートセンター
12. [京都府京丹後市] 京丹後市『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センター
13. [大阪府] 大阪府パーソナル・サポート事業推進センター
14. [大阪府豊中市] 豊中市パーソナル・サポート・センター
15. [大阪府吹田市] パーソナルサポートセンターすいた
16. [大阪府箕面市] 就労するための問題に対する支援 (パーソナル・サポート・サービス)
17. [大阪府大阪市] 大阪市パーソナル・サポート・モデル推進事業推進室
18. [島根県松江市] 島根県パーソナル・サポート・センター
19. [山口県] パーソナル・サポート・センターやまぐち
20. [徳島県] パーソナル・サポート・センターとくしま
21. [福岡県] 絆プロジェクト
22. [沖縄県] 就職・生活支援パーソナル・サポート・センター

地域社会支援で必要なツール(横浜PSから)

□代表団体

- NPO法人 ユースポート横濱 =若者就職支援

□構成団体

- 特定非営利活動法人コス援護会 =若者支援、社会的排除・孤立の解消
- 株式会社よりよく生きるプロジェクト =若者就職支援、若者支援、就労支援
- NPO法人 遊悠楽舎 =若者支援
- 神奈川ソーシャルインクルージョン推進機構 =社会的排除・孤立の解消
- NPO法人 楠の木学園 =若者支援
- NPO法人 リロード =若者支援
- 株式会社 シェアするココロ =若者支援
- 寿支援者交流会 =野宿者支援
- NPO法人 かながわ女のスペースみずら =女性支援(DV等)
- NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター =在住外国人支援

地域社会支援で必要なツール(横浜PSから)

□協力団体

- 横浜弁護士会 =法律相談
- NPO法人 月一の会 =若者支援
- 社会福祉法人 たすけあいゆい =若者支援
- NPO法人 ワーカーズ・コレクティブ協会 =就労支援
- 神奈川労働相談ネットワーク =労働相談
- 労働者協同組合(ワーカーズコープ)センター事業団 =働く場づくり
- 女性・市民コミュニティバンク =起業支援

地域社会支援で必要なツール(横浜PSから)

○低所得者等への支援を主として、伴走型支援を行う

* 流れ

- ・相談 ⇒ ・各分野の専門スタッフが対応
- ⇒ ・相談者のニーズにあった支援を斡旋

* 課題

- ・相談者の各段階での支援ツールを準備できるか
- ・低所得者以外を対象として同様の取組みが可能かなど

必要な制度

- 社会的事業所 = 社会的事業所促進法
- ケア付き住宅(就労者) = 社会的事業所促進法
- ケア付き住宅(居住者) = 地域社会支援法
- パーソナル・サポート = 地域社会支援法
- ワーカーズ・コレクティブ
= 社会的事業所促進法、地域社会支援法
- 出資型非営利法人(小規模生協・ワーカーズ・コレクティブ) = 協同労働の協同組合法、生協法

政府でも検討が

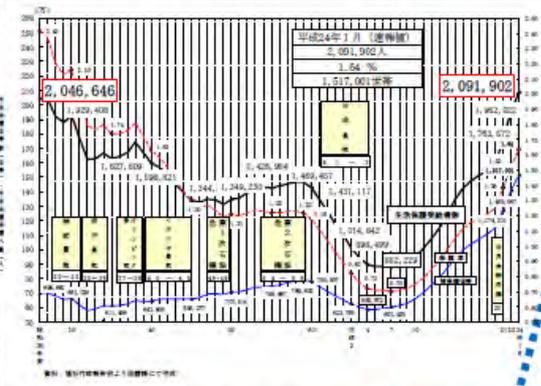
生活保護制度の現状と改革の方向性

主な課題

一体改革大綱における方向性

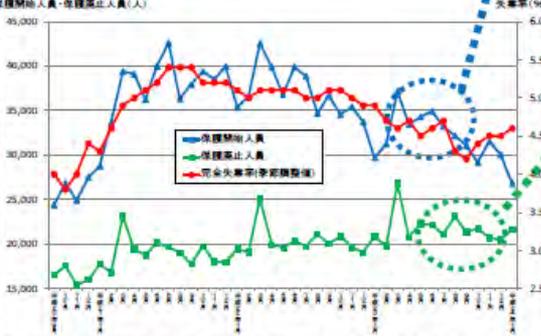
生活保護受給者数等の年次推移

平成23年7月に生活保護受給者数が過去最高を更新して以降毎月増加。



保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率の上昇とともに、保護開始人員数も増加している一方で、保護廃止人員は微増。



1. 生活保護受給者は、①「流入」が増えている(主たる要因)一方で、②「脱却」が進んでいない(従たる要因)。

①主たる要因:「生保への流入」が増えている

<稼働層>雇用が減少するとともに、失業者や非正規労働者が増加する中で、ストレートに生活保護に陥りやすいケースが増加している。

- ・年収200万円未満の給与所得者の割合:17.4%(H10)→22.9%(H22)
- ・非正規労働者の割合:26.0%(H12)→35.2%(H23)

<高齢層>高齢化と単身世帯の増加に伴い、低所得高齢者が生活保護に陥るケースが増加している。

- ・60歳以上の生活保護受給者 約86.9万人(51.9%)
- ・生活保護の高齢者世帯のうち単身世帯が約9割

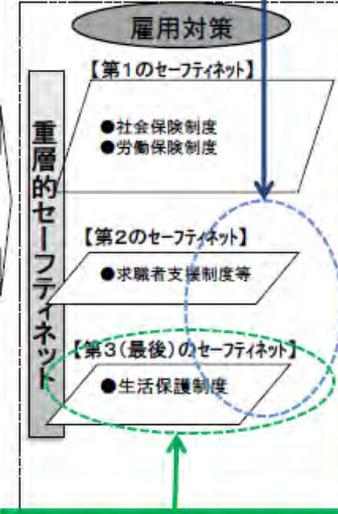
②従たる要因:「生保からの脱却」が進んでいない

<主な指摘>
 ○制度面で、生保受給者が就労や自立しようとするインセンティブが働いていないのではないかと。
 ・生活保護の基準額を見直すべきではないかと。
 ・就労収入に応じて生活保護受給額が減らされるのでは、就労しようとする意欲が損なわれるのではないかと。
 ○生活保護受給者の就労や自立を支援する態勢・取組が不十分ではないかと。

- ・ケースワーカー1人当たりの生活保護世帯数:78世帯(H12)→96世帯(H21)
※ケースワーカーの標準配置数(社会福祉法第16条)
 市部福祉事務所 1:80 郡部福祉事務所 1:65
- ・ケースワーカーの充足率:全国 94.2% 指定都市84.6%(H21)

【生活困窮者対策の構築】

○セーフティネットの更なる機能強化により、生活保護への流入を防ぐ



【生活保護制度の見直し】

○生活保護からの脱却に向けた支援の強化や適正受給の推進の観点から制度を見直す

○あわせて、当面取り組むべき施策を実施

政府でも検討が

『生活支援戦略(仮称)』の推進について—分厚い中間層の構築に向けて—

生活困窮者支援体系のポイント

■国民一人ひとりが社会に参加し、潜在能力を発揮するための「社会的包摂」を進めるとともに、生活保護を受けることなく、自立することが可能となるよう、就労・生活支援を実施。

①生活困窮・孤立者の早期把握

生活困窮・孤立者を早期に把握し、必要な支援につなぐため、地域のネットワークの構築や、民間事業者・公的機関と地方自治体との連携強化、総合相談体制の強化等を図る。

②ステージに応じた伴走型支援の実施

個々の生活困窮者のニーズやステージに応じて、パーソナルサポートの観点から、生活・就労支援員、民生委員、ピアサポーター等がチームとなり、対象者に寄り添いながら、計画的・きめ細かな支援を実施。

③民間との協働による支援

これまでの公的機関による支援だけでなく、NPOや社会福祉法人などの民間機関との協働により、就労・生活支援事業を展開。

④多様な就労機会の確保

社会的な自立に向けた支援付きの『中間的就労』や、NPO・社会福祉法人等の『社会的企業』による就労の確保、中小企業や農業分野などの『協力企業・事業体』の拡大を通じて多様な就労機会を創出。

⑤債務整理や家計の再建を支援

生活困窮者に対して債務整理や家計再建に向けた指導、自立後の生活設計指導を行うとともに、家計再建のための貸付を実施。

⑥安定した居住の場の確保

離職等により安定的な住まいを失った生活困窮者が、社会的な自立に向けた活動を行う上での生活の基盤となる住居を確保。

⑦中高生に対する支援の強化

中学・高校の生活保護家庭の子どもや高校中退・不登校者に対して、教育関係機関と連携しながら、養育相談や学習支援を実施。

「早期把握、早期支援、早期脱却」の推進

生活困窮者・生保受給者に対する早期把握や早期支援を実施し、早期の就労・自立に結びつける。

「新しい公共」の推進

NPO等の民間機関が、生活困窮者に対する支援事業を積極的に展開する。

「貸付」と「居住の確保」によるセーフティ・ネットの構築

離職等による生活困窮者に対する「貸付」と「居住の確保」により、生保に陥らないようにする。

「貧困の連鎖」の防止

子どもが教育を受ける段階からの支援により、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切る。

「生活支援戦略」(仮称)の策定

■生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための7ヶ年(平成25～31年度)の『生活支援戦略』(仮称)を策定する。(日本再生戦略の策定に併せて検討を進め24年秋目途に策定)

(※)上記戦略については、一体改革に盛り込まれた各種の低所得者対策の具体的な措置内容やその効果、消費税の逆進性対策としての再分配に関する総合的な施策(総合合算制度、給付付き税額控除等)の検討状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

①生活困窮者支援体制の計画的な整備

生活困窮者への支援体制の底上げ・強化を図るため、体制整備を計画的に進めるための国の中期プランを策定。

②生活困窮者支援体系の整備(法制化も含む)

生活困窮者への支援を安定的に実施していくため、法制化することも含め、支援体系を整備することが必要。その際、パーソナル・サポート・サービスの制度化の検討や、NPOや社会福祉法人等の民間機関との協働を進める。

③生活保護制度の見直しの実施

自立の助長をより一層図るとともに、国・地方自治体の調査権限の強化などの不正受給対策を徹底する観点から、生活保護法改正も含めて検討する。

(※)先行的に行った、国と地方自治体との間での協議を踏まえ、実施可能なものから先行実施。

※ ハローワークと一体となった就労支援の一層の強化策については、別途検討中

生活支援<市民>戦略 と 地域生活支援(市民)計画

づくりが必要では。

以上です。

とりとめのない報告で恐縮でした。
討議の参考となれば幸いです。